

上市町こども計画

令和7年3月

上 市 町

ごあいさつ



近年わが国では、急速に進行する少子化や人口減少に歯止めをかけるため、数々の施策が展開されてきました。子ども・子育て支援施策においては、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、児童手当の拡充など、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、関連法の整備や改正等が重ねられてきたところです。

一方で、児童虐待相談や不登校の件数が増加している状況から、困難な環境下にいるこどもの実態が見えてきました。こうした中、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすことを目的に、こども施策の包括的な基本法として制定されました。また、「こどもまんなか社会」の理念のもと、こどもから若者、子育て世帯までの切れ目ない支援施策を盛り込んだ市町村こども計画策定の必要性が示されました。

本町では、2期にわたり上市町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「確かな地域力で支える 子どもがすくすく育つまち」の基本理念のもと、学校給食費の無償化や保育サービス、放課後児童クラブ事業の拡充など、子育て支援施策の充実に向け取り組んでまいりました。

今回、計画期間の満了に際し、これまでの支援施策を推進するとともに、こども・若者や子育て当事者に関する計画を一体化し「上市町こども計画」として新たに策定いたしました。本計画は、「こども基本法」や町の総合計画等を踏まえつつ、こども・若者・子育て世帯を取り巻く状況等を把握するため、新たに、ヤングケアラー調査や若者の意見聴取等の調査を実施し、その結果を計画の一部として勘案しております。

結びに、子育て家庭をはじめ、地域住民、関係団体の皆様と連携し、切れ目ない支援をつなぎながら、本計画を推進してまいりますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

上市町長 中川 行孝

目次

第1章 計画の基本的な事項	1
1 計画策定の趣旨	2
2 国の動向	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の対象	5
6 計画策定に向けた体制	6
第2章 上市町の現状	7
1 人口等の状況	8
2 教育・保育の状況	12
3 支援を必要とするこども・若者・家庭の状況	14
4 各種調査の状況	16
5 こども・若者・子育て家庭に関する本町の主な課題	34
第3章 計画の基本的な方向性	37
1 基本理念	38
2 基本目標	39
3 計画の体系	40
第4章 施策の展開	41
基本目標1 こども・若者の将来を支える環境の整備	42
基本目標2 母子からこども・若者までの健康を守る切れ目ない支援の充実	50
基本目標3 こども・若者の個々の状況にあった連携体制の強化	54
基本目標4 子育て世帯を支える体制の整備	59
第5章 量の見込みと確保方策	63
1 教育・保育提供区域の設定	64
2 量の見込みの考え方について	64
3 教育・保育量の見込み	66
4 地域子ども・子育て支援事業	69
第6章 計画の推進	79
1 計画の推進体制	80
2 関係機関との連携強化	80
3 進捗状況の管理	80
資料編	81
1 計画策定の経過	82
2 上市町子ども・子育て会議設置要綱	83
3 上市町子ども・子育て会議委員名簿	85
4 用語解説	86

「こども」の表記

本計画においては、平仮名表記の「こども」の使用を基本としていますが、一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「子供」表記を使用する場合があります。

【参考】こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合(子ども・子育て支援法における「子ども」等)
 - ② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名 等)
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

用語解説について

本計画で使用している専門用語等の解説を 86 ページ以降に示しています。また、解説している専門用語については用語の横に「＊」をつけています。

第 1 章

計画の基本的な事項

1 計画策定の趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、さまざまな取組を展開してきました。さらに、平成 27 年に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況は、全国的な課題となっていることに加え、児童虐待相談の件数や不登校児童生徒数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした中で、令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすものとなっています。同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

上市町（以下「本町」という。）では、こども・子育てに関する施策を推進していくために、これまで「上市町子ども・子育て支援事業計画」「上市町子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」を策定してきました。

このたび策定する「上市町こども計画」（以下「本計画」という。）は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、こども・若者や子育て当事者に関する計画を一体的に策定するものです。

2 国の動向

国では、こども・若者・子育てを取り巻く状況の変化を踏まえ、法律の制定や制度の創設、新たな計画の策定・推進を行っています。

■こども・若者・子育てに関する法律・制度等

年月	法律・制度など	内容
令和元年 6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律を一部改正する法律」成立	こどもの権利の尊重、教育機会の保障、保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことが明記された。また、市町村においてもこどもの貧困対策についての計画策定が努力義務化された。
令和元年 11月	「子供の貧困対策に関する大綱」決定	こどもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。
令和3年 4月	「子供・若者育成推進大綱（第3次）」決定	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年 12月	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」決定	こども一人ひとりのウェルビーイング（将来にわたって幸せな状態）を高め、こどもまんなか社会をめざすために、こども家庭庁を創設することが明記された。
令和4年 6月	「児童福祉法等の一部を改正する法律」成立	児童虐待やヤングケアラー*の増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
令和4年 6月	「こども基本法」成立	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることとされる。また、市町村こども計画の策定が努力義務化された。
令和5年 4月	「こども家庭庁」設立	こどもまんなか社会の実現に向けた取組を後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局としてこども政策全般を所管する。
令和5年 6月	「こども未来戦略方針」閣議決定	若い世代が結婚やこどもを生み育てることへの希望を持ちながらも所得や雇用への不安などから将来展望を描けない現状の課題に対して、異次元の少子化対策を実現するための「加速化プラン」が示された。
令和5年 12月	「こども大綱」閣議決定	「こども基本法」に基づき、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の3つの分野を一元化し、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針が示された。市町村こども計画は「こども大綱」を勘案し、策定することとされている。
令和6年 6月	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」成立	ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、共働き・共育の推進、児童手当等にあてるための子ども・子育て支援金制度の創設等が示された。
令和6年 6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正	こども大綱を踏まえ、法律名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とし、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならないこと及び貧困の状況にある者の妊娠から出産までと、そのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進することが明記された。

3 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める市町村こども計画であり、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく市町村計画、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」第8条で定める地域行動計画を一体化した計画です。

また、本町の最上位計画である第8次上市町総合計画の具体的な行動計画として、富山県や本町の関連計画との整合性を保ちながら、本計画の施策を総合的・一体的に推進します。

■「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

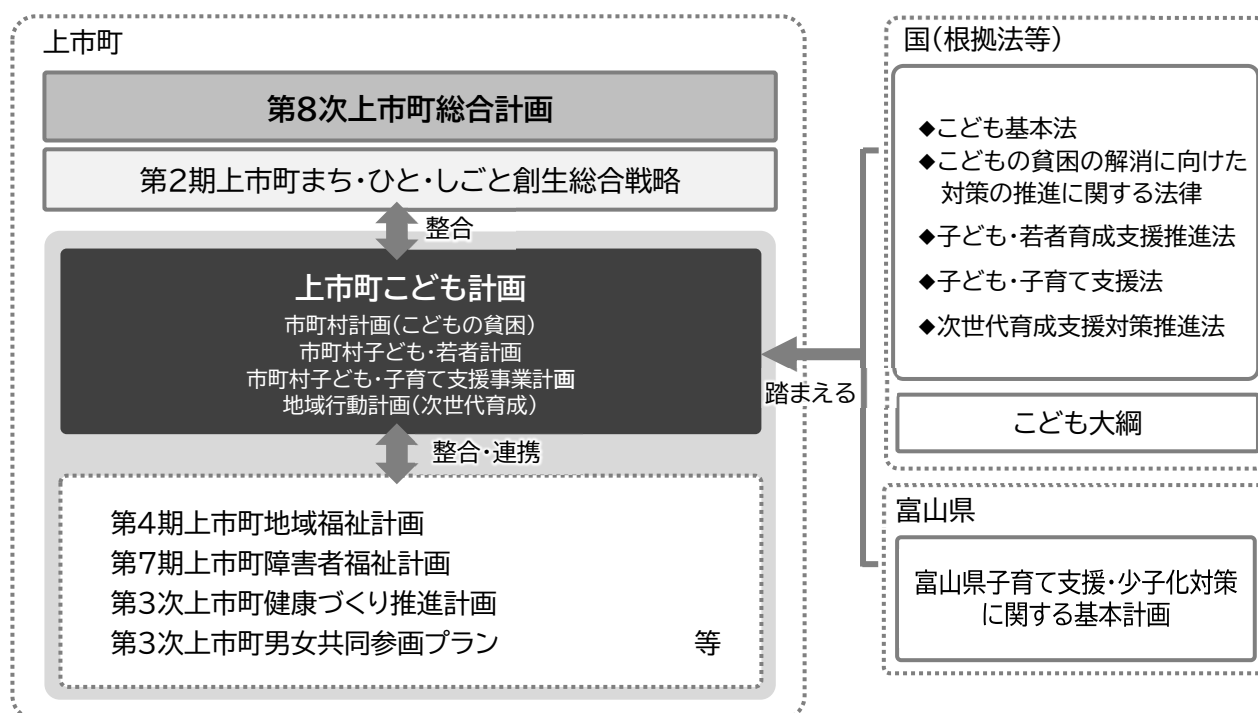
2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

■本計画の位置づけ

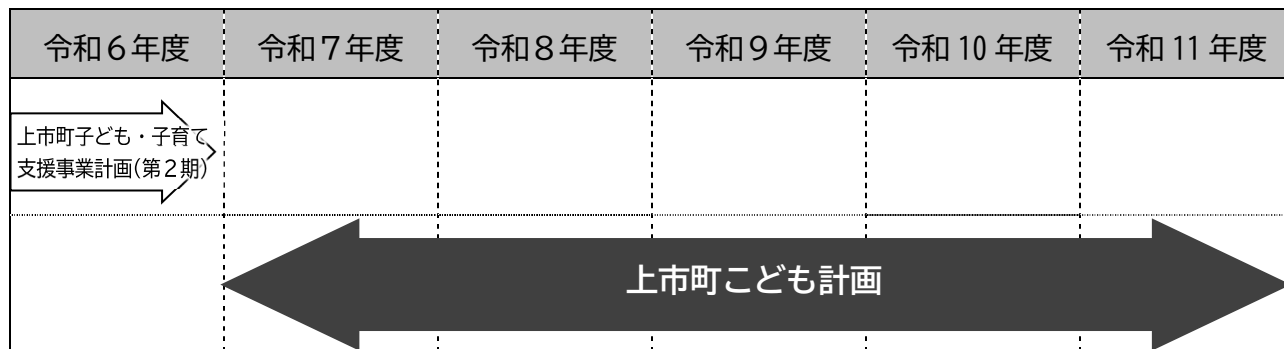


4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

■本計画の期間



5 計画の対象

本計画は、こどもと子育て当事者、子育て支援にかかわる団体や機関、企業等、本町のすべての町民及び団体を対象とします。

本計画における「こども」とは、就学前、小学生、中学生、高校生等からなる18歳未満の者としてします。「若者」とは18歳以上の成人を超えた方からおおむね30歳未満の者としてします。施策によっては、ポスト青年期と呼ばれる39歳までを対象とします。

6 計画策定に向けた体制

本計画が近年の社会潮流や本町のこどもを取り巻く現状を反映した上で、今後のこども・子育て支援施策のあり方を示した内容となるよう、以下の調査や意見聴取を行いました。また、こどもの保護者代表、子ども・子育て支援事業関係者、学識経験者、その他児童福祉分野の関係者等から構成される「上市町子ども・子育て会議」を開催し、本計画案について審議しました。

(1) 上市町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て当事者の生活実態、今後の要望、意見等を把握し、本計画の策定に活用することを目的として、町内在住の就学前児童の保護者 565 人、小学生児童の保護者 668 人を対象に、「上市町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。

(2) 上市町ヤングケアラーに関する調査の実施

近年課題とされている「ヤングケアラー*」に関して実態を把握し、今後の取組の検討に活用することを目的として、町内の中学校、高校に通う生徒及び教職員を対象に、「上市町ヤングケアラーに関する調査」（以下「ヤングケアラー調査」という。）を実施しました。

(3) 上市町子ども・子育て支援に関する団体ヒアリング調査の実施

こども・子育て当事者とかかわっている団体の視点から、こども・子育てに関する意見や町内のこども・子育ての実態を把握し、本計画の策定に活用することを目的として、町内でこどもや保護者等とかかわりながら活動を行っている団体や支援等を行う機関等を対象に、「上市町子ども・子育て支援に関する団体ヒアリング調査」（以下「団体ヒアリング」という。）を実施しました。

(4) こども・若者へのヒアリング調査の実施

こども・若者が考える本町の実態や今後の意向などを把握し、本計画の策定に活用することを目的として、本町のこども・若者を対象にヒアリング形式による「上市町こども・若者の意見聴取」（以下「こども・若者の意見聴取」という。）を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

町民に対し、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、本計画に町民の意見を反映させることを目的として、パブリックコメントを実施しました。

第 2 章

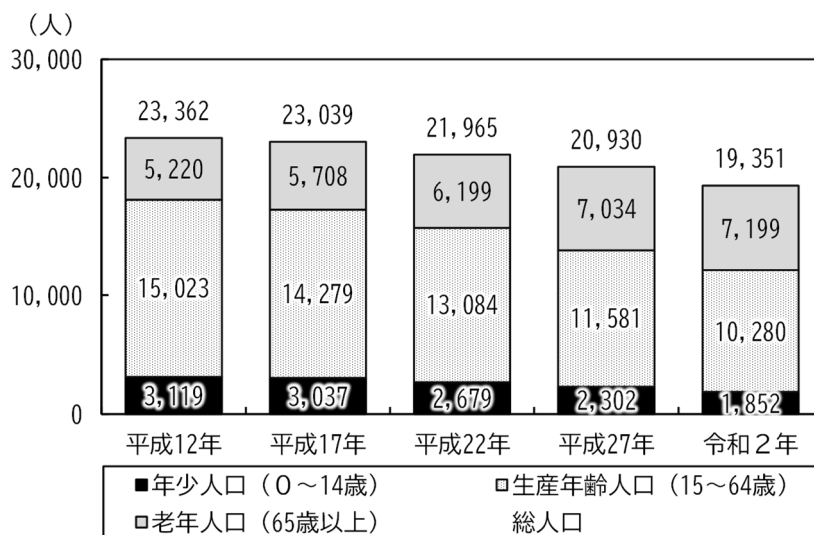
上市町の現状

1 人口等の状況

(1)総人口の状況

年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は年々減少しており、令和2年では19,351人となっています。年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、老年人口が増加傾向にあることから、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■年齢3区分別人口の推移

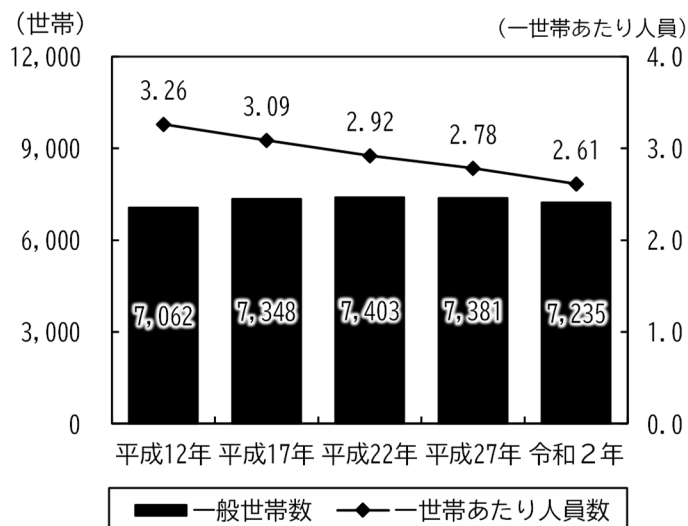


資料：国勢調査
※総人口には年齢不詳人口を含む。

(2)世帯の状況

世帯数と一世帯あたりの人員数の推移をみると、平成22年まで一般世帯数は増加していましたが、平成27年からは減少傾向にあります。また、一世帯あたりの人員数は年々減少しています。

■一般世帯数と一世帯あたりの人員数の推移

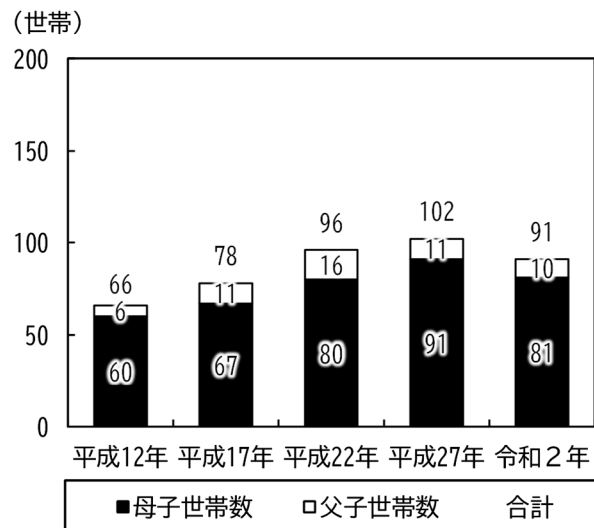


資料：国勢調査

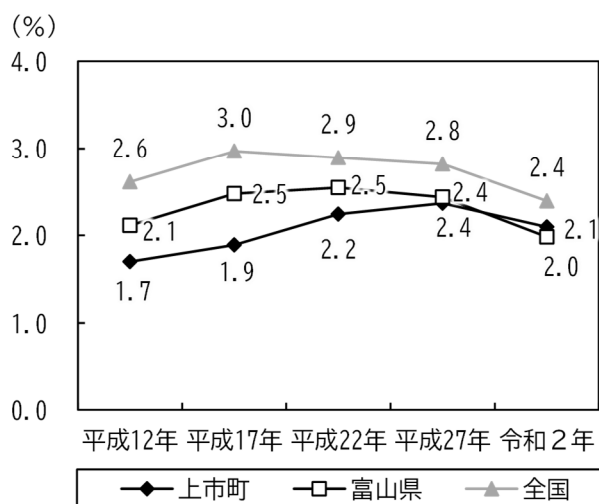
ひとり親世帯数の推移をみると、平成 27 年まで増加傾向にありましたが、令和 2 年では母子世帯 81 世帯、父子世帯 10 世帯と減少しています。

ひとり親世帯割合の推移を全国、富山県と比較すると、低い水準となっていますが令和 2 年では富山県より高くなっています。

■ひとり親世帯数の推移



■ひとり親世帯割合の推移（全国、富山県比較）



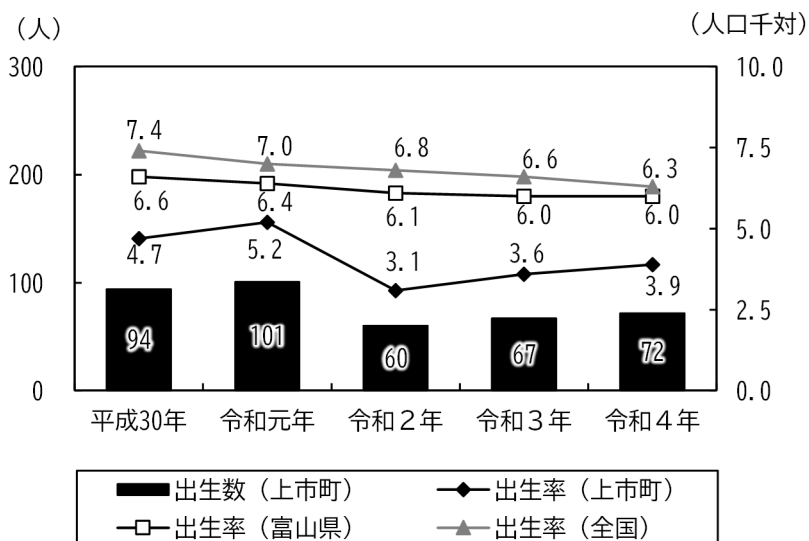
(左図・右図) 資料：国勢調査

※ひとり親世帯割合は、核家族世帯数のうちのひとり親家庭から割合を算出

(3)出生数・出生率の状況

出生数・出生率の推移をみると、出生数は増減しながら推移しており、令和 4 年では 72 人となっています。出生率は、全国、富山県と比較して低く推移しています。

■出生数・出生率の推移（全国、富山県との比較）

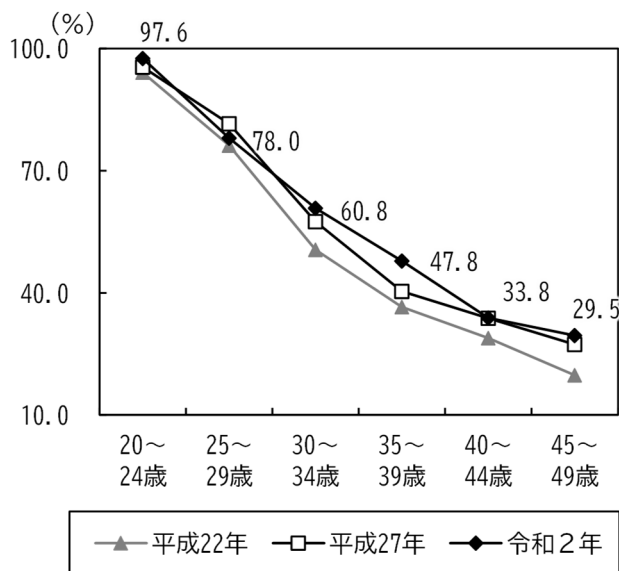


資料：富山県人口動態統計

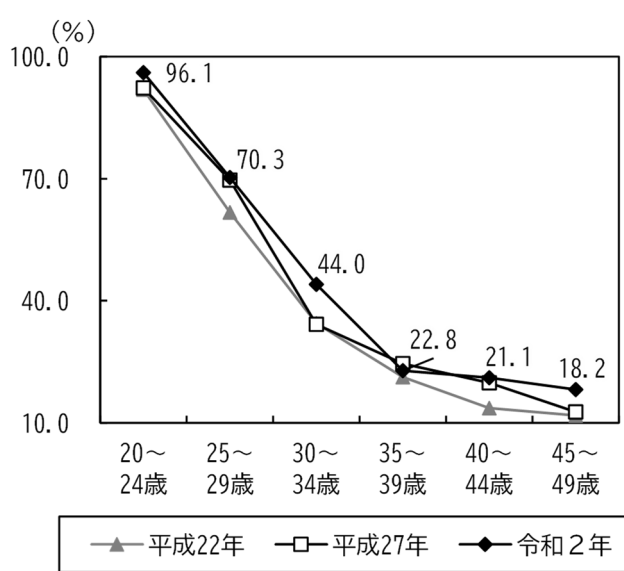
(4)婚姻の状況

未婚率の推移をみると、男性では30代の中間層での未婚率が高くなっています。女性では20代から30代前半でそれぞれ未婚率が高くなっており、男女ともに未婚化・晩婚化が進んでいます。

■未婚率の推移（男性）



■未婚率の推移（女性）

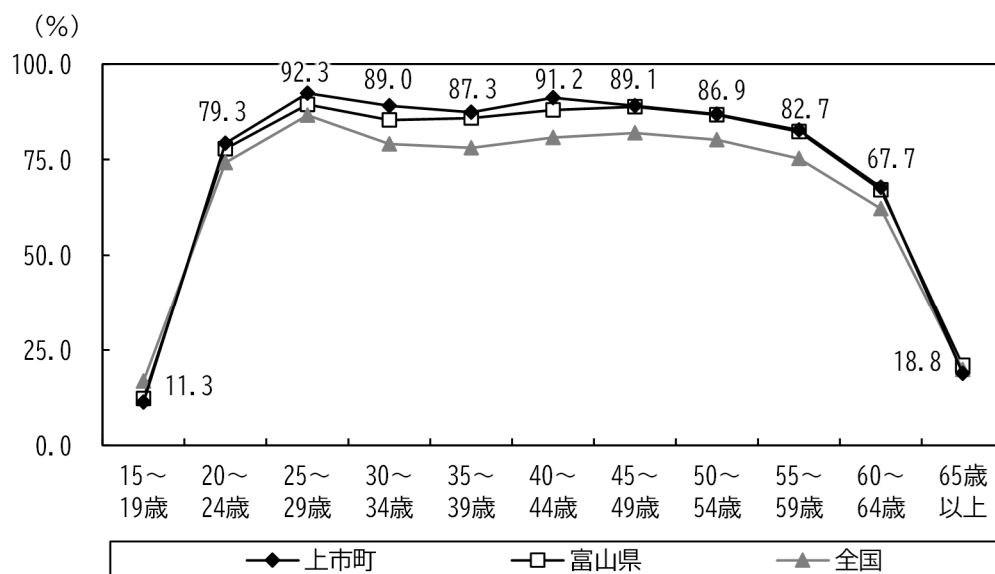


資料：国勢調査

(5)女性の労働の状況

女性の労働力率を全国、富山県と比較すると、20代後半から40代前半にかけて高くなっています。

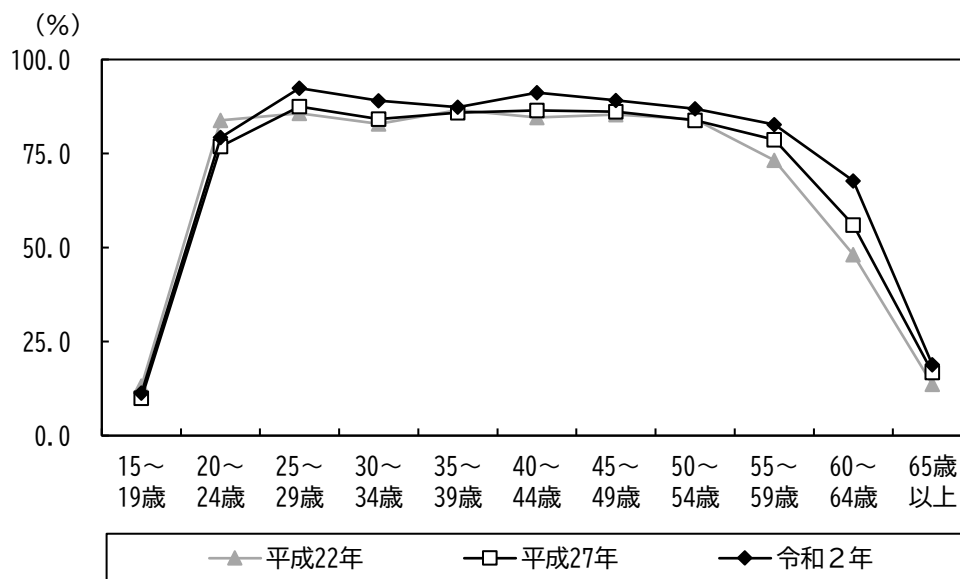
■女性の労働力率（全国、富山県との比較）



資料：国勢調査（令和2年）

女性の労働力率を平成 22 年、平成 27 年と比較すると、令和 2 年では 20 代後半からの労働力率が増加傾向にあります。

■女性の労働力率（平成 22 年、平成 27 年との比較）



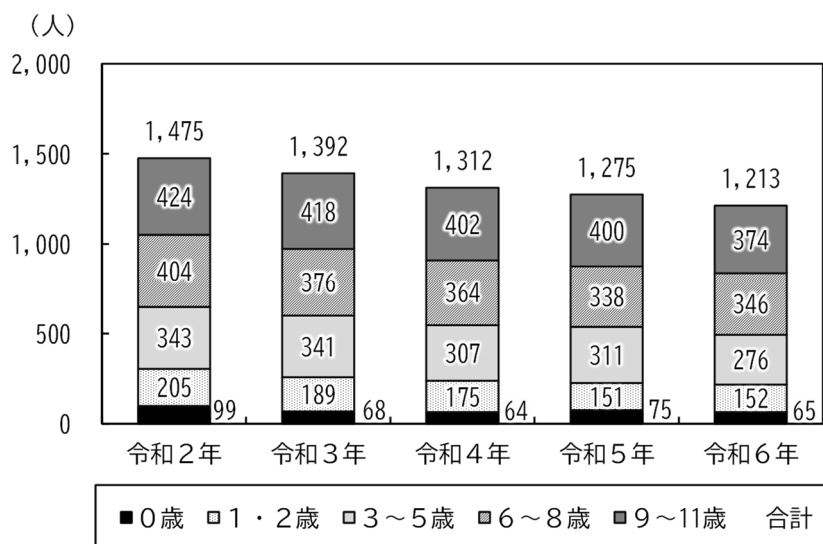
資料：国勢調査

2 教育・保育の状況

(1)乳幼児・児童数の状況

年齢別乳幼児・児童数の推移をみると、合計人数は年々減少傾向にあり、令和6年では1,213人となっています。

■年齢別乳幼児・児童数の推移



(単位：人)

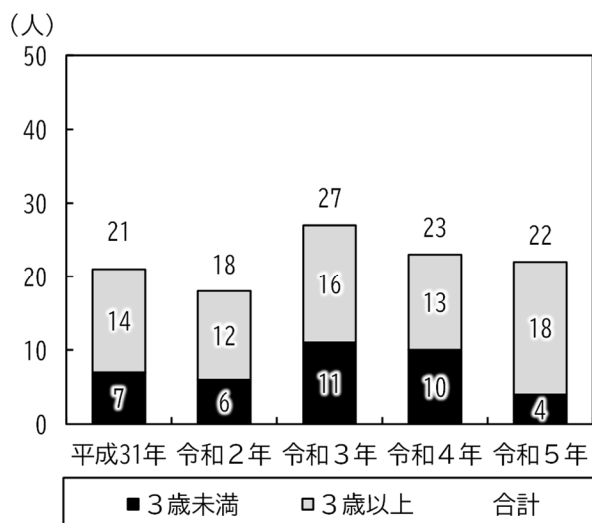
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	99	68	64	75	65
1歳	91	102	72	74	76
2歳	114	87	103	77	76
3歳	109	116	86	105	78
4歳	119	107	115	88	106
5歳	115	118	106	118	92
6歳	135	114	119	107	121
7歳	131	131	113	118	108
8歳	138	131	132	113	117
9歳	137	136	129	134	113
10歳	143	138	137	129	133
11歳	144	144	136	137	128
合計	1,475	1,392	1,312	1,275	1,213

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

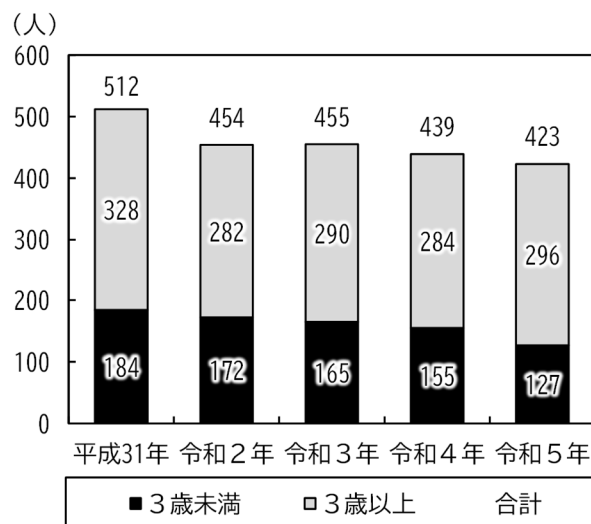
(2)通園する園児数の状況

保育所に通園する園児数の推移をみると、町立、私立ともに園児数は令和3年以降、減少傾向にあります。また、町立、私立ともに3歳未満は減少傾向にありますが、3歳以上の園児数は増加傾向にあります。

■町立保育所に通園する園児数の推移



■私立保育所に通園する園児数の推移

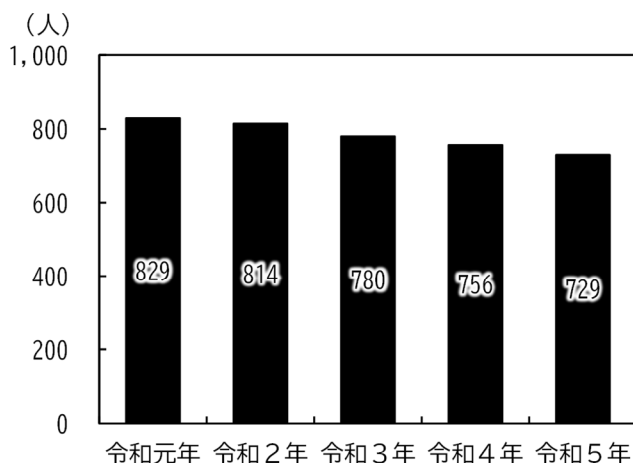


(左図・右図) 資料：上市町第29回統計書 令和5年度(各年4月1日)

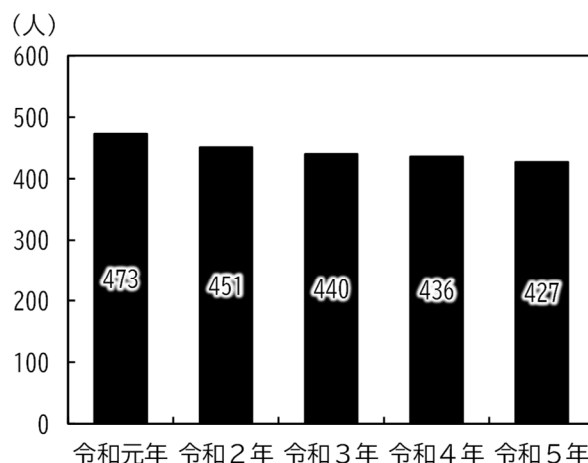
(3)通学する児童数、生徒数の状況

通学する児童数、生徒数の推移をみると、小学校、中学校ともに年々減少しており、令和5年では小学生児童数729人、中学生生徒数427人となっています。

■小学校に通学する児童数の推移



■中学校に通学する生徒数の推移



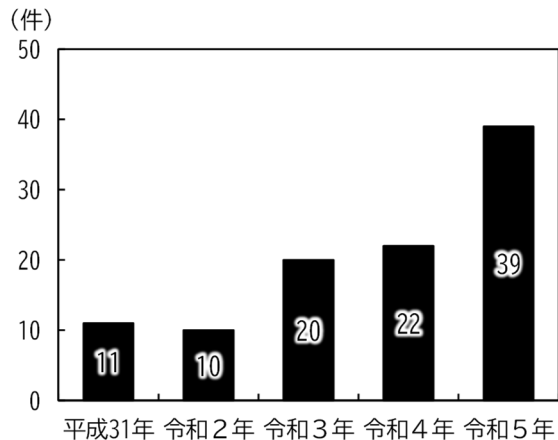
(左図・右図) 資料：上市町第29回統計書 令和5年度(各年5月1日)

3 支援を必要とするこども・若者・家庭の状況

(1) 児童虐待の状況

児童虐待等相談対応件数の推移をみると、平成30年から増減しながら推移しており、令和5年は39件となっています。また、令和2年では10件となっており、令和3年から急増しています。虐待の予防を強化しながらも、相談時の対応や適切な支援につなげるための体制整備が必要となります。

■児童虐待等相談対応件数



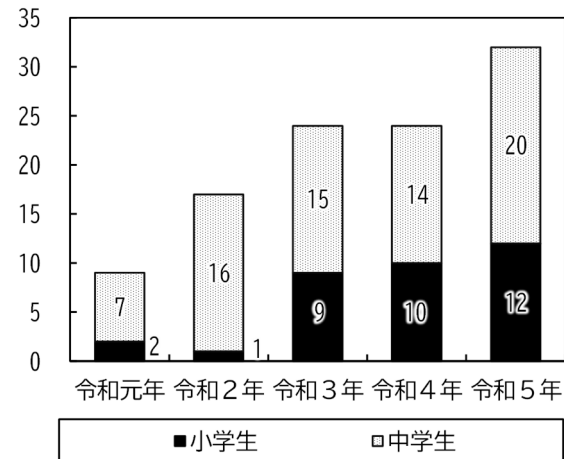
資料：上市町子育て支援ネットワーク連絡会議資料（各年3月31日）

(2) 不登校児童生徒の状況

不登校児童生徒数の推移をみると、年々増加しており、令和5年では小学生、中学生あわせて32人となっています。小学生児童、中学生生徒ともに、過去5年間で最も多くなっています。

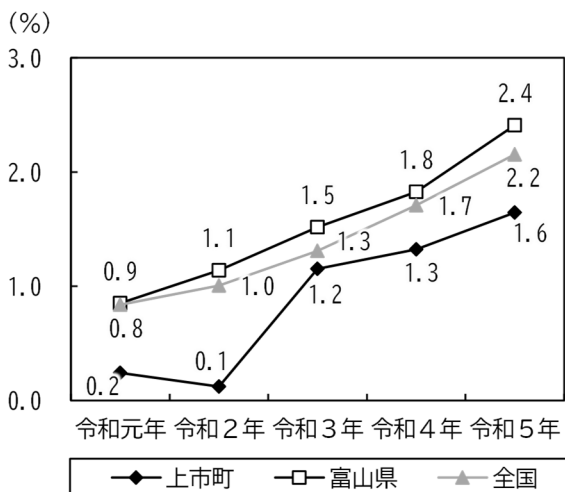
また、各年の在籍児童生徒数と不登校児童生徒数から割合を算出し、全国、富山県と比較すると、本町は低い水準となっていますが、全国、富山県同様増加傾向となっています。

■不登校児童生徒数の推移

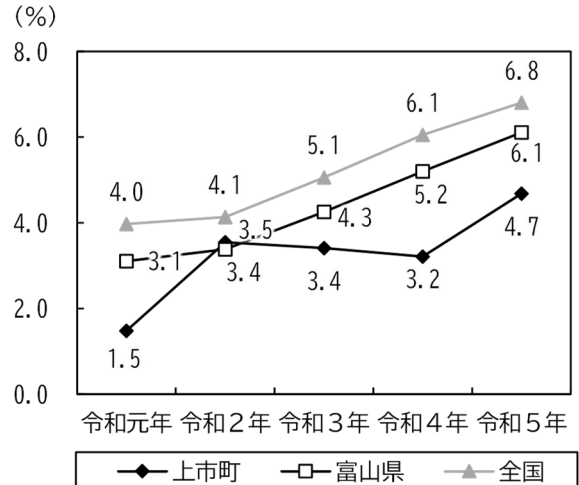


資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

■小学校在籍児童に占める不登校児童割合の推移
(全国、富山県との比較)



■中学校在籍生徒に占める不登校生徒割合の推移
(全国、富山県との比較)



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

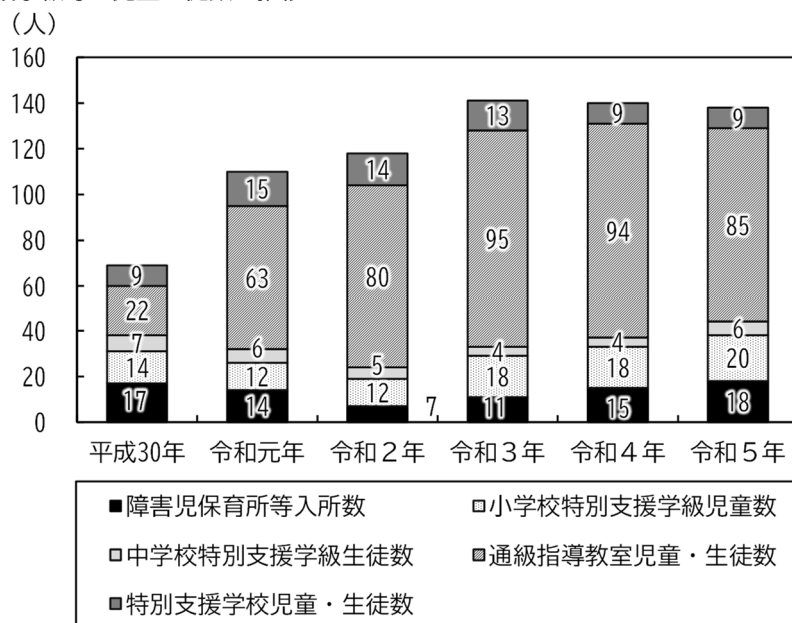
(全国・富山県の在籍児童生徒数) 学校基本調査 (各年5月1日)

(上市町の在籍児童生徒数) 上市町第29回統計書 令和5年度 (各年5月1日)

(3)障害のある児童生徒の状況

障害児保育・特別支援学級等の児童生徒数の推移をみると、障害児保育所等入所数、小学校特別支援学級児童数、中学校特別支援学級生徒数において令和2年から令和5年にかけて増加しています。

■障害児保育・特別支援学級等の児童生徒数の推移

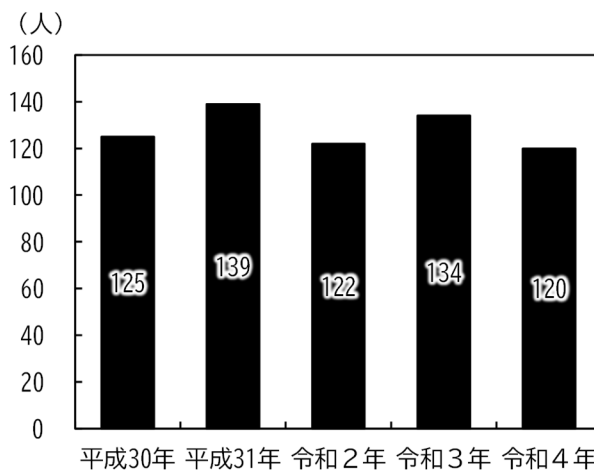


資料：第7期上市町障害者福祉計画（各年5月1日）

(4)児童扶養手当受給者の状況

児童扶養手当受給者数の推移をみると、増減しながら推移しており、令和4年では120人となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移



資料：上市町福祉課資料（各年4月1日）

4 各種調査の状況

(1)各種調査の実施概要

本町の子育て支援施策を一層充実させるため、保護者の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、「ニーズ調査」や「ヤングケアラー調査」を実施しました。また、こども・子育て支援を行っている現場やこども・若者本人が感じている課題や意向を把握することを目的に、「団体ヒアリング」「こども・若者の意見聴取」を実施しました。

■実施概要

調査区分		実施方法	配布数	有効回収数	有効回収率
ニーズ調査	就学前児童保護者	郵送配布・回収	500 件	239 件	47.8%
	小学生児童保護者		750 件	323 件	43.1%
ヤングケアラー調査	中学生・高校生	WEB回答	回収状況	675 件	
	教職員		回収状況	69 件	
団体ヒアリング		シートによる聞き取り	回収状況	18 団体	
こども・若者の意見聴取		シートによる聞き取り	回収状況	43 件	

(2)ニーズ調査結果

※図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表します。

※グラフ中の「就学前」は「就学前児童保護者調査」を、「小学生」は「小学生児童保護者調査」を簡略化したものです。

※比較に使用している「前回調査」は、平成31年1月に実施した「上市町子ども・子育てに関するニーズ調査」を指します。

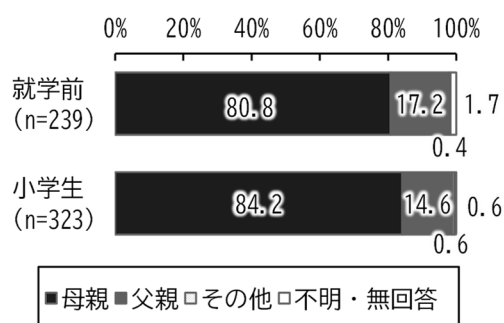
※回答結果の割合「%」はそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100.0%にならない場合があります。

① 回答者の属性

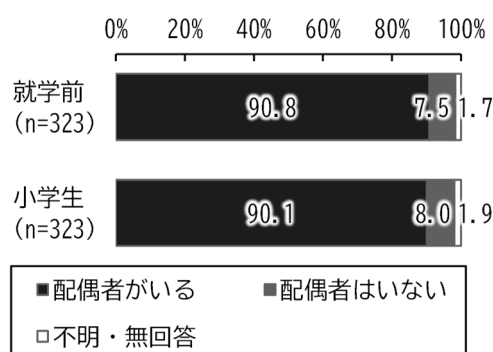
○調査回答者は、「母親」が就学前、小学生ともに8割を超えています。

○回答者の配属関係は、「配偶者がいる」が就学前、小学生ともに約9割となっており、「配偶者はいない」（ひとり親）は、それぞれ約1割となっています。

■調査回答者



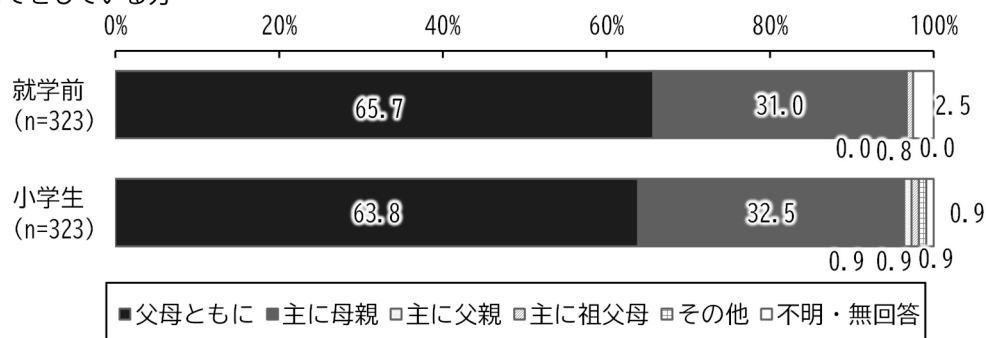
■回答者の配偶関係



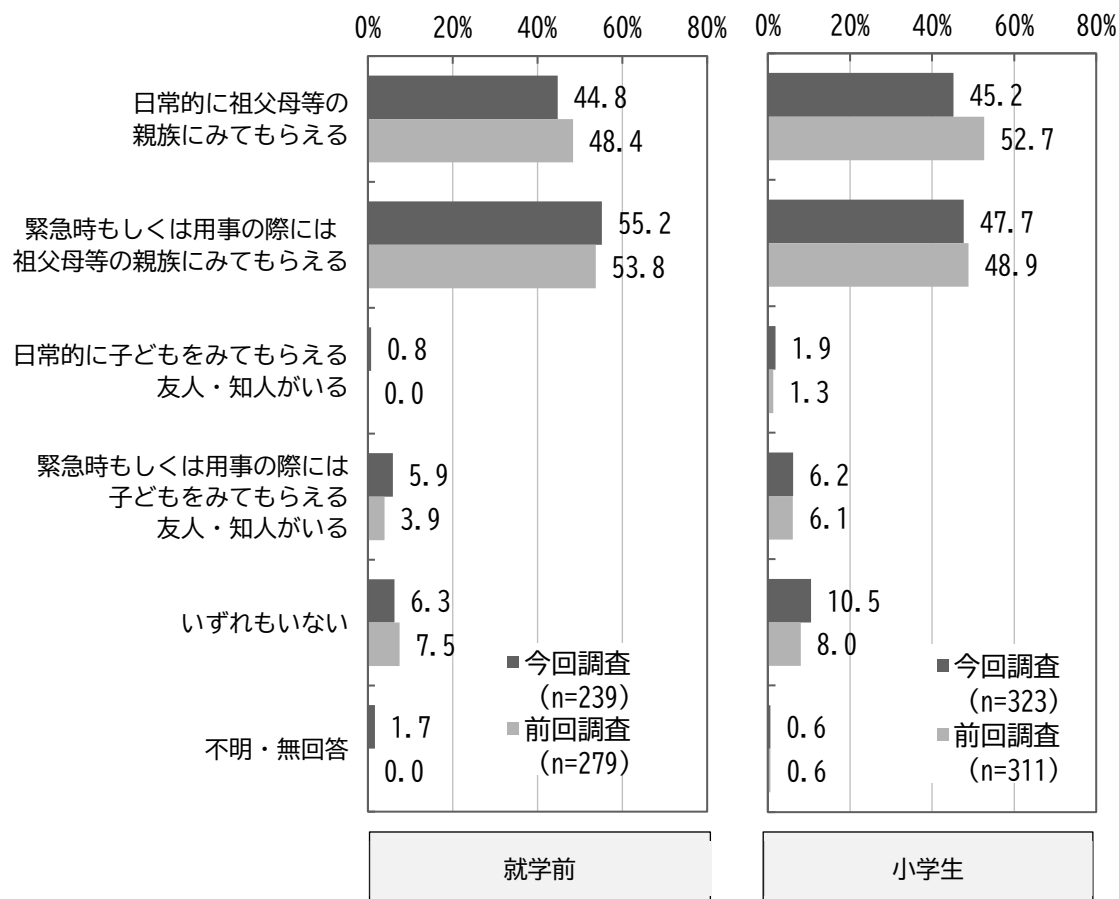
○主に子育てをしている方は、「父母ともに」が就学前、小学生ともに6割台となっています。

○日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の状況は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前、小学生ともに最も高くなっています。小学生では、「いずれもない」が前回調査と比較してやや高くなっています。

■主に子育てをしている方



■日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の状況



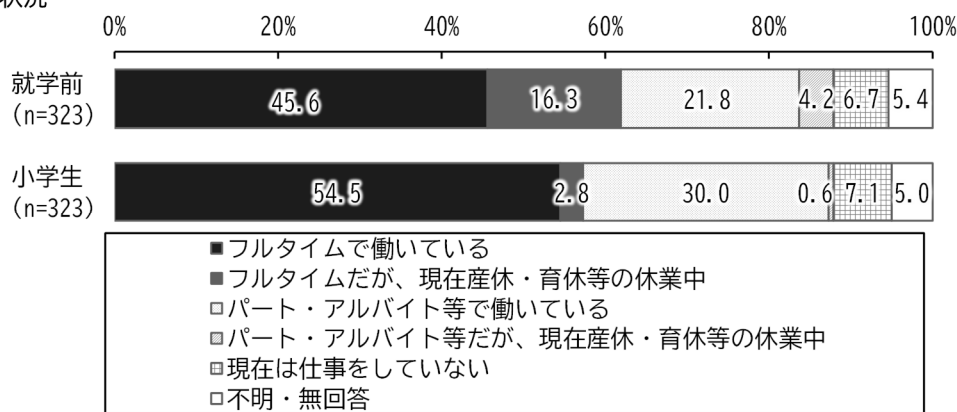
② 就労状況

○母親の就労状況は、「フルタイムで働いている」が就学前、小学生ともに約5割となっています。就学前では、「フルタイムだが、現在産休・育休等の休業中」が16.3%と小学生より高く、小学生では、「パート・アルバイト等で働いている」が30.0%と就学前より高くなっています。

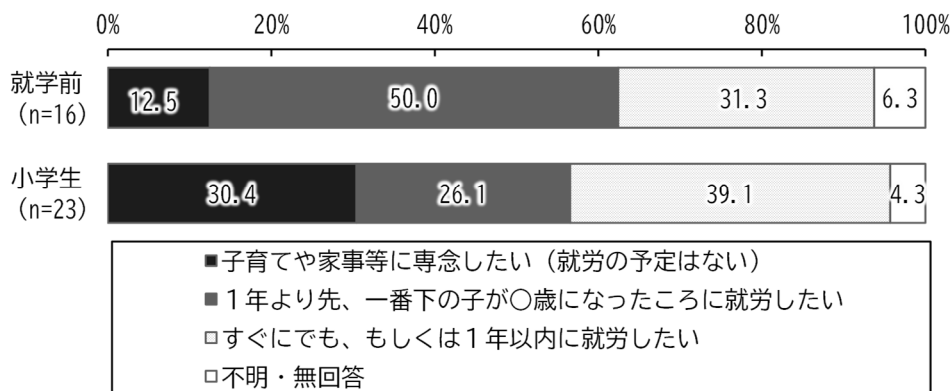
○仕事をしていない母親の就労意向は、就学前では「1年より先、一番下の子が〇歳になったところに就労したい」が50.0%と最も高く、小学生では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が39.1%と最も高くなっています。こどもが小学生にあがったら就労したい、と考える母親が多いことがうかがえます。

○就学前の育児休業の取得状況は、「取得した（取得中である）」が母親、父親ともに前回調査より高くなっています。

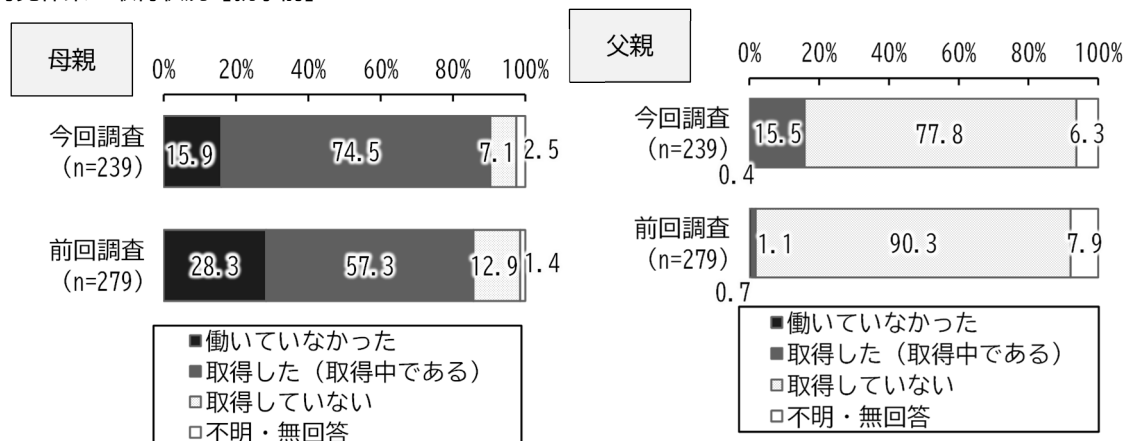
■母親の就労状況



■仕事をしていない母親の就労意向



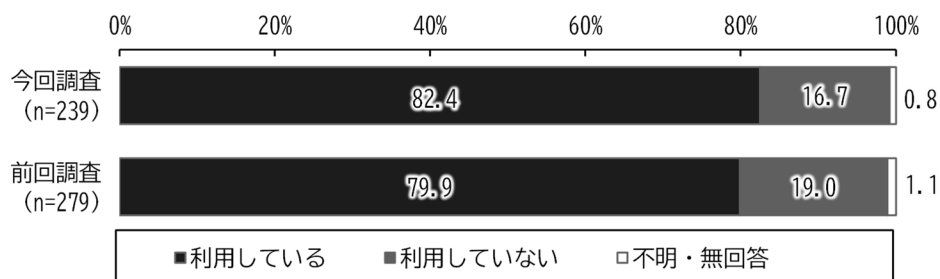
■育児休業の取得状況〔就学前〕



③ 幼児教育・保育事業について

○定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が82.4%と前回調査より高くなっています。

■定期的な教育・保育事業の利用状況〔就学前〕

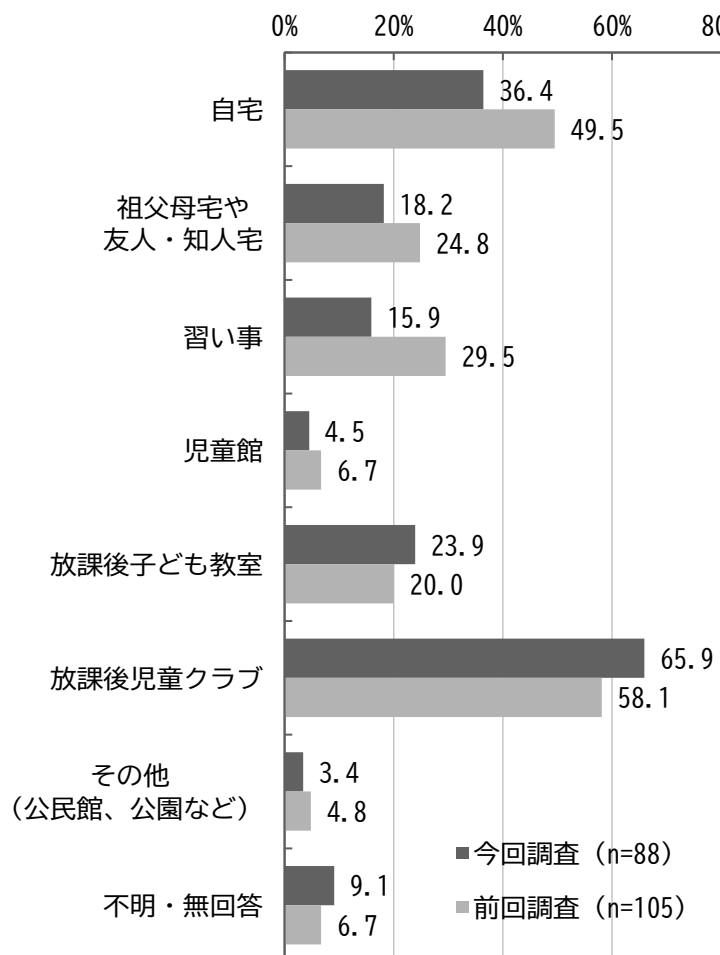


④ 放課後の過ごし方について

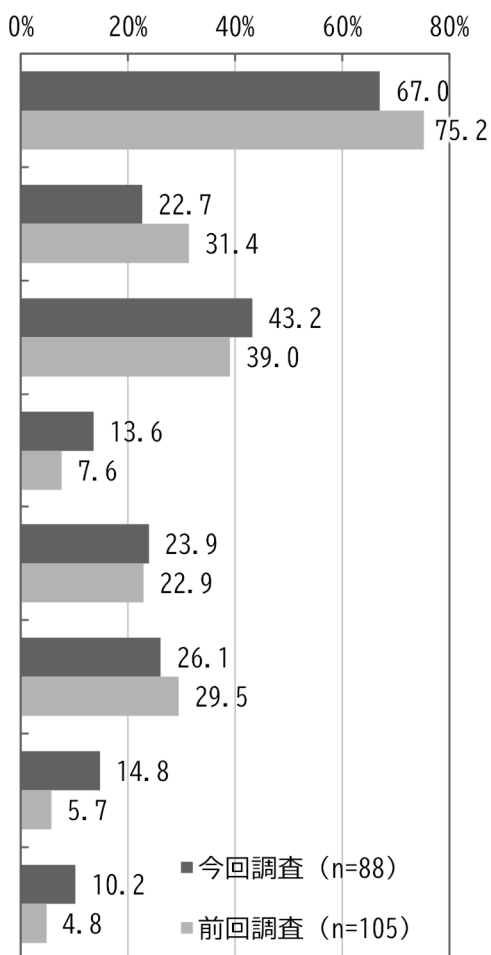
○小学校就学後（低学年）の希望する放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ」が65.9%と最も高くなっています。前回調査と比較すると、「放課後子ども教室」「放課後児童クラブ」の希望が高くなっています。

○小学校就学後（高学年）の希望する放課後の過ごし方は、「自宅」が67.0%と最も高くなっています。前回調査と比較すると、「習い事」「児童館」「放課後子ども教室」「その他（公民館、公園など）」の希望が高くなっています。

■5歳以上の子がいる保護者が小学校就学後（低学年）に希望する放課後の過ごし方〔就学前〕



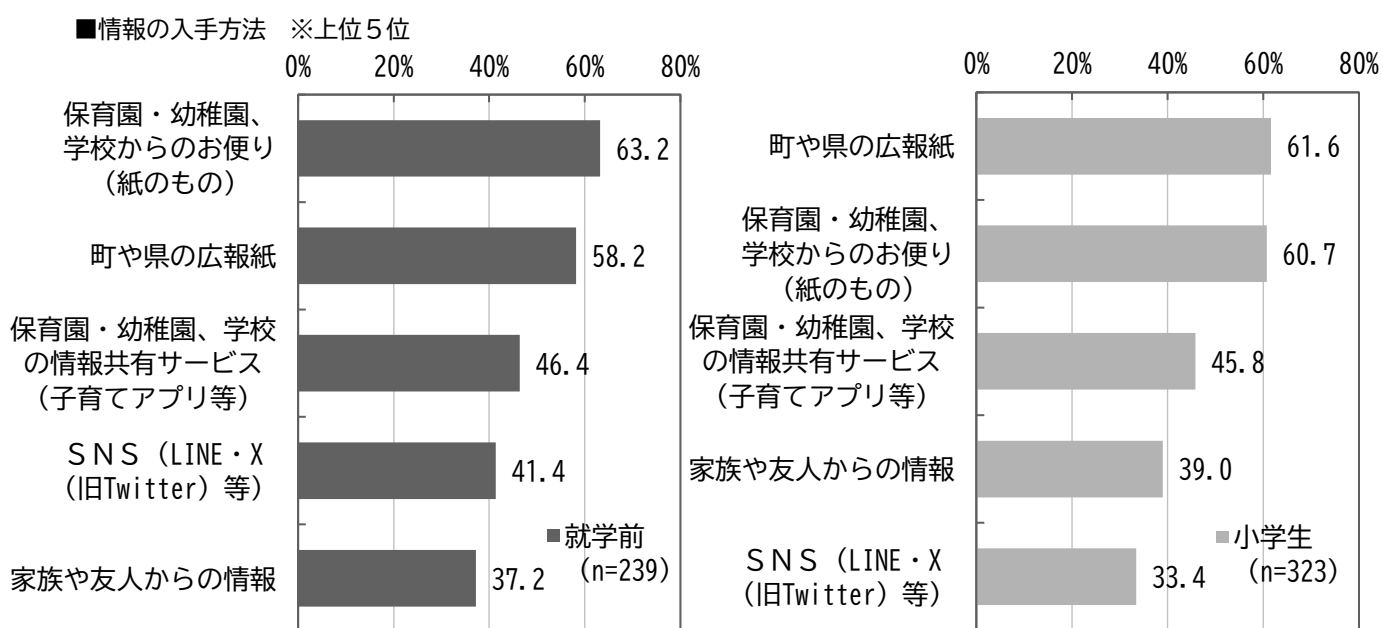
■5歳以上の子がいる保護者が小学校就学後（高学年）に希望する放課後の過ごし方〔就学前〕



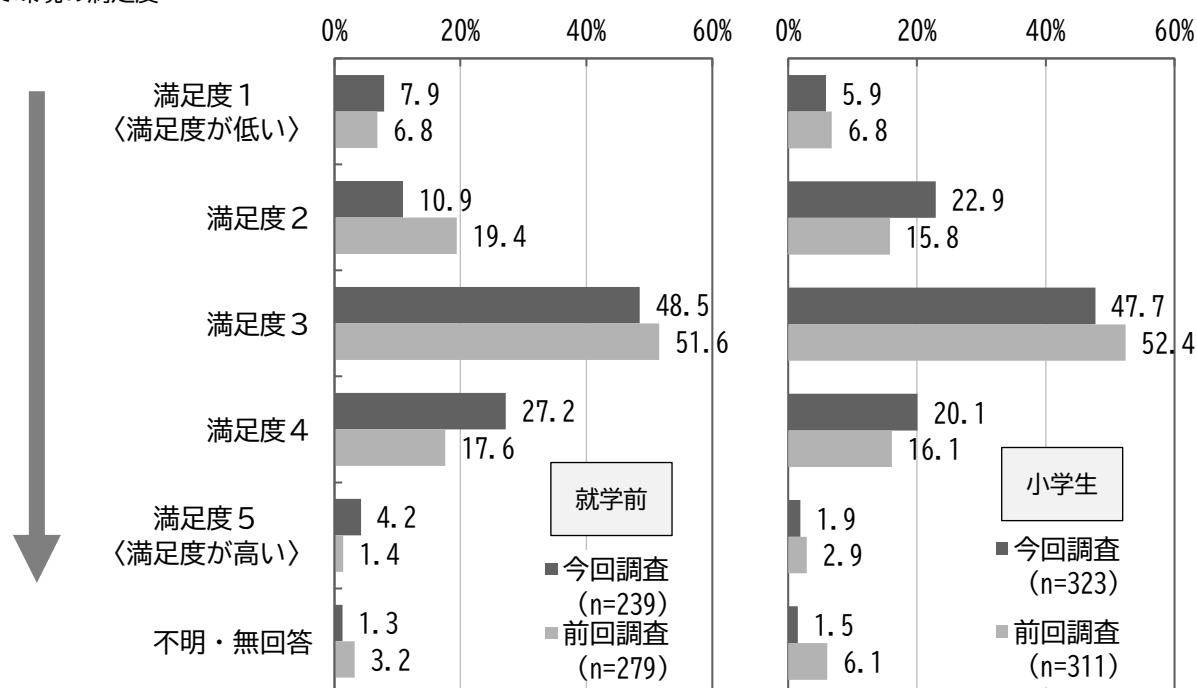
⑤ 子育て全般について

○情報の入手方法は、就学前、小学生ともに「保育園・幼稚園、学校からのお便り（紙のもの）」「町や県の広報紙」など紙媒体での入手希望が高くなっています。また、「保育園・幼稚園、学校の情報共有サービス（子育てアプリ等）」「SNS（LINE・X（旧Twitter）等）」の電子媒体での入手希望も高くなっています。

○子育て環境の満足度は、就学前、小学生ともに「満足度3」が最も高くなっています。就学前では、「満足度4」が前回調査より9.6ポイント高くなっていますが、小学生では「満足度2」が前回調査より7.1ポイント高くなっています。



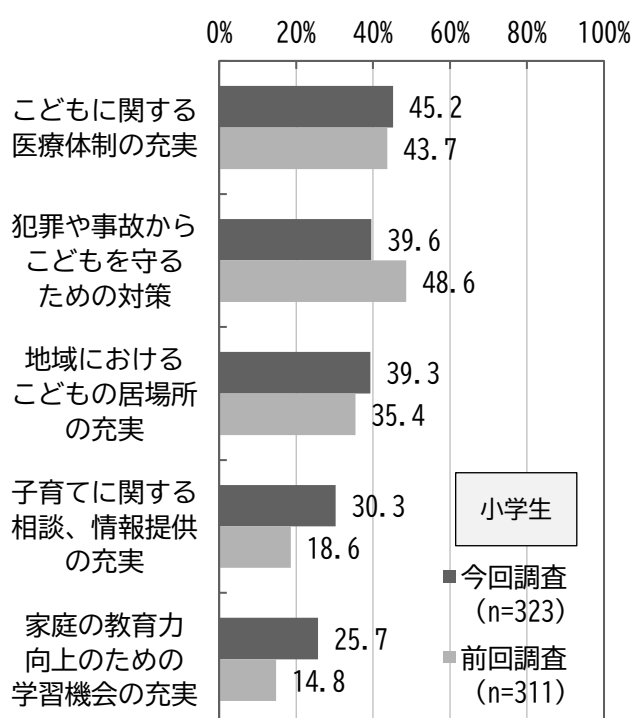
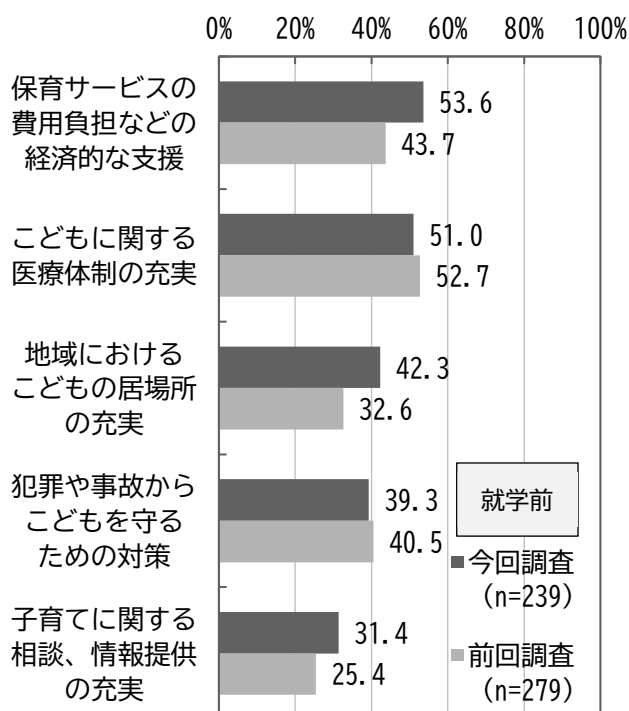
■子育て環境の満足度



○本町の子育て支援施策に期待することは、就学前では「保育サービスの費用負担などの経済的な支援」が53.6%と最も高くなっています。前回調査と比較すると、上位5位のうち、「保育サービスの費用負担などの経済的な支援」「地域におけるこどもの居場所の充実」「子育てに関する相談、情報提供の充実」が高くなっています。

○小学生では、「こどもに関する医療体制の充実」が45.2%と最も高くなっています。前回調査と比較すると、「こどもに関する医療体制の充実」「地域におけるこどもの居場所の充実」「子育てに関する相談、情報提供の充実」「家庭の教育力向上のための学習機会の充実」が高くなっています。

■本町の子育て支援施策に期待すること ※上位5位



(3)ヤングケアラー調査結果

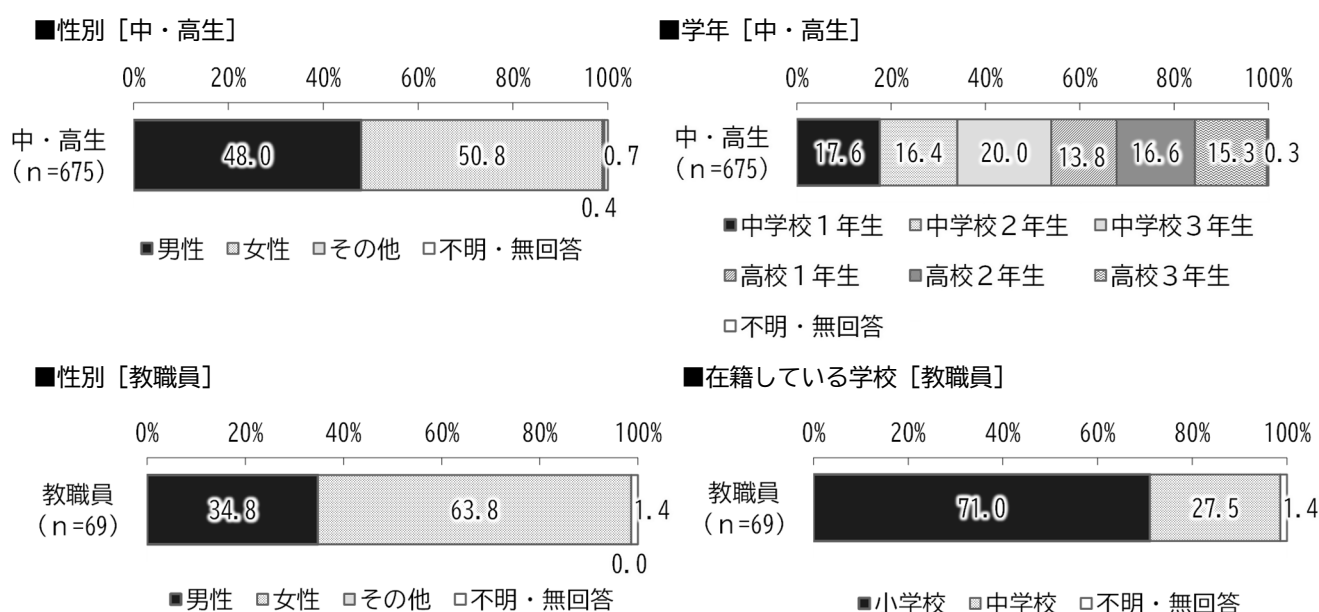
※ヤングケアラーとは、「本来、大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことです。

※グラフ中の「中・高生」は「中学生・高校生対象調査」を、「教職員」は「教職員対象調査」を簡略化したものです。

① 回答者の属性

○中・高生の回答者の性別は、「男性」が48.0%、「女性」が50.8%、学年は、『中学生』（中学校1年生～中学校3年生の合算）が54.0%、『高校生』（高校1年生～高校3年生の合算）が45.7%となっています。

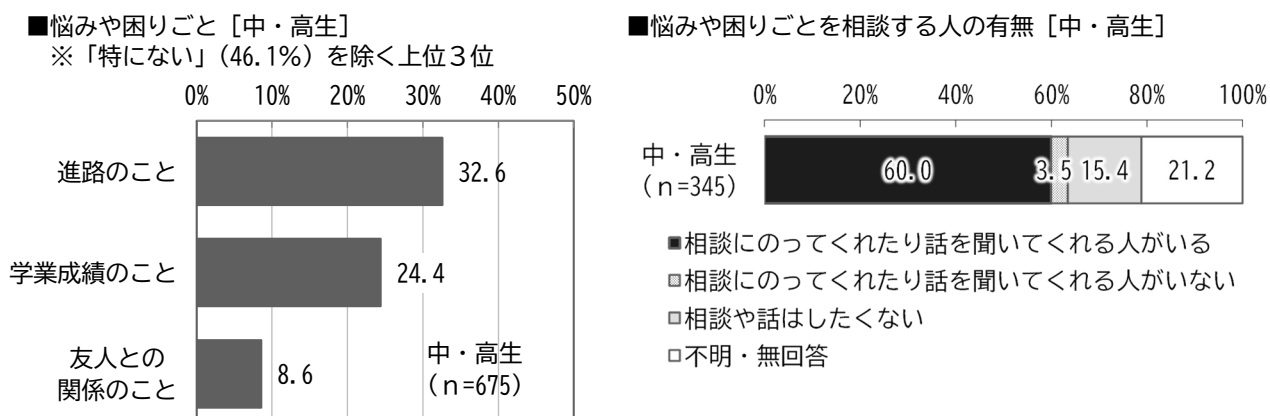
○教職員の回答者の性別は、「男性」が34.8%、「女性」が63.8%、在籍している学校は、「小学校」が71.0%、「中学校」が27.5%となっています。



② ふだんの生活について

○悩みや困りごとは、「進路のこと」が32.6%と最も高く、次いで「学業成績のこと」が24.4%となっています。

○悩みや困りごとを相談する人は、「相談にのってくれたり話を聞いてくれる人がいる」が60.0%と最も高い一方で、「相談にのってくれたり話を聞いてくれる人がいない」が3.5%、「相談や話はしたくない」が15.4%となっています。



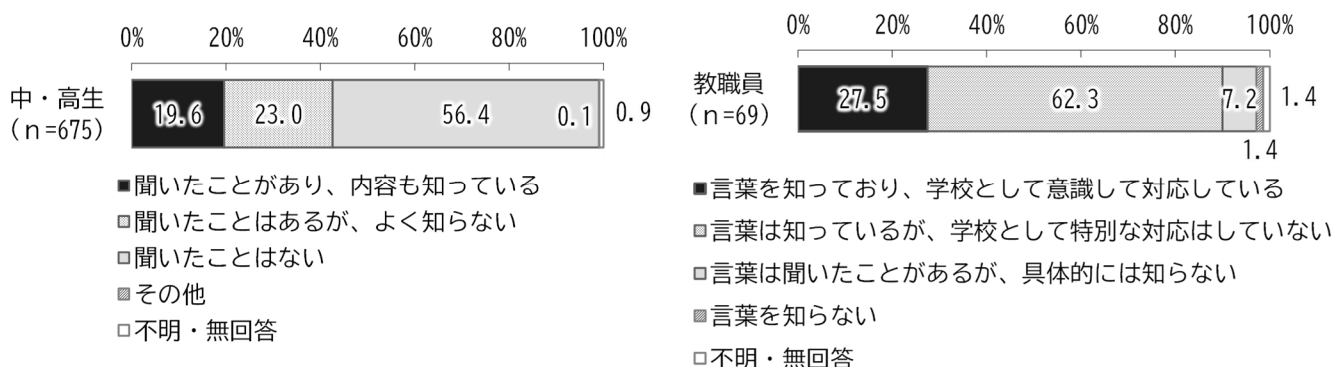
③ ヤングケアラー*について

○「ヤングケアラー」という言葉の認知度は、中・高生では「聞いたことはない」が56.4%と最も高く、「聞いたことがあり、内容も知っている」は19.6%となっています。教職員では「言葉は知っているが学校として特別な対応はしていない」が62.3%と最も高くなっており、『知らない』（「言葉を知らない」＋「言葉は聞いたことがあるが、具体的には知らない」）が8.6%となっており、「ヤングケアラー」についての周知啓発をしていく必要があります。

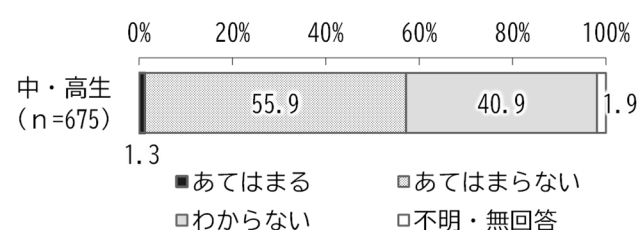
○ヤングケアラーにあてはまるかは、「あてはまる」が1.3%となっている一方で、家族の中でお世話をしている人がいるかは、「いる」が9.3%、教職員が認識しているヤングケアラーだと思われるこどもが「いる（いた）」が33.3%と、自身がヤングケアラーだと認識しているこどもとそうでない潜在的なヤングケアラーも一定数存在していることがうかがえます。

○家族の中にお世話をしている人がいると回答した方のお世話を必要とする人は、「きょうだい」が33.3%と最も高く、次いで「母親」が25.4%となっています。

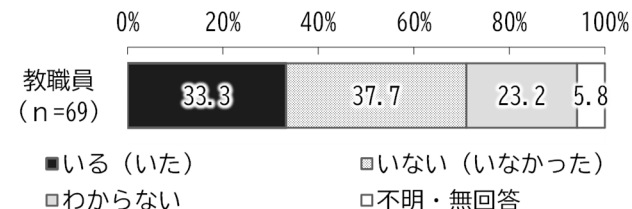
■「ヤングケアラー」という言葉の認知度【中・高生】【教職員】



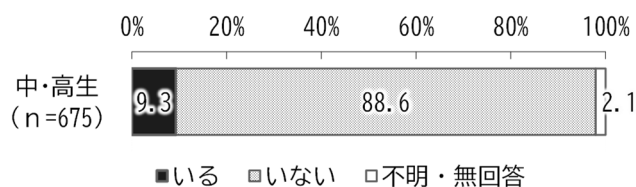
■回答者自身がヤングケアラーにあてはまるか【中・高生】



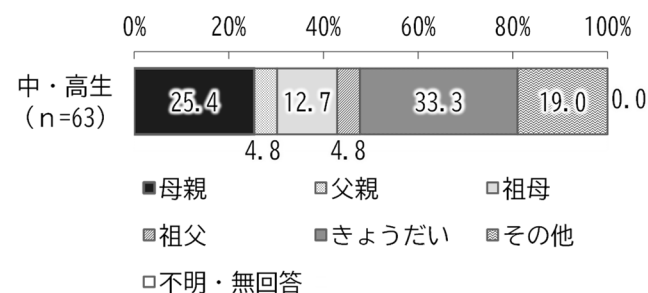
■ヤングケアラーだと思われるこどもの有無【教職員】



■家族の中にお世話をしている人がいるか【中・高生】



■お世話を必要とする人【中・高生】

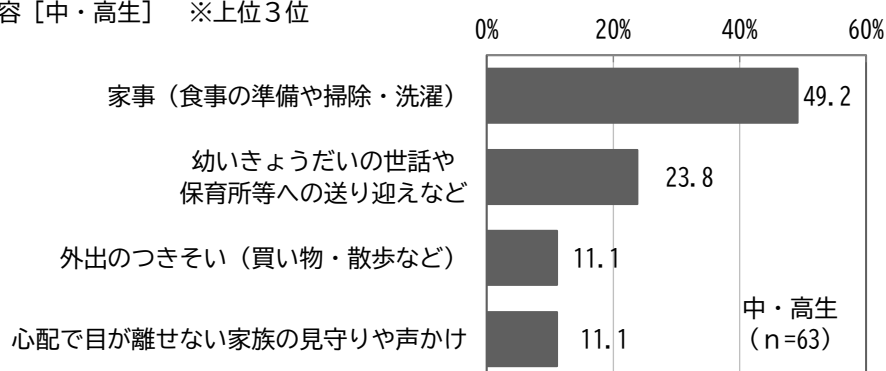


○家族の中にお世話をする人がいると回答した方のお世話の内容は、「家事（食事の準備や掃除・洗濯）」が49.2%と最も高く、次いで「幼いきょうだいの世話や保育所等への送り迎えなど」が23.8%となっています。

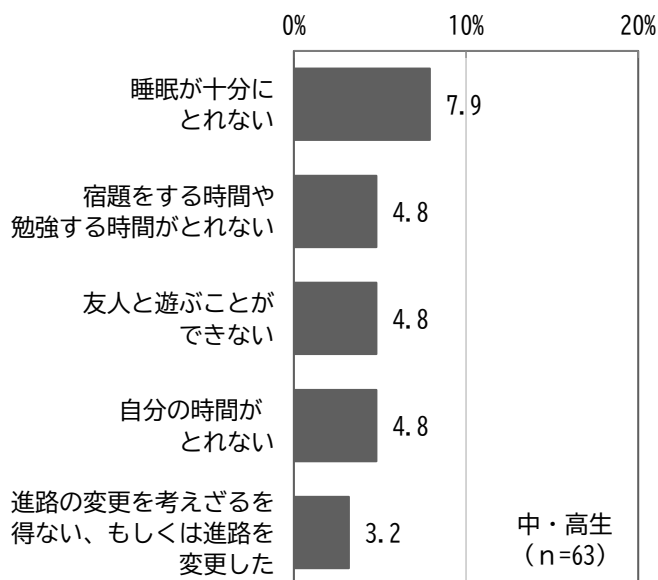
○家族の中にお世話をする人がいると回答した方のお世話があることでの困りごとは、「睡眠が十分にとれない」が7.9%と最も高く、次いで「宿題をする時間や勉強する時間がとれない」「友人と遊ぶことができない」「自分の時間がとれない」がそれぞれ4.8%となっています。

○ヤングケアラーだと思われる児童生徒の学業や生活への影響は、「精神的な不安定さがある」が52.2%と最も高く、次いで「宿題や持ち物の忘れ物が多い」が30.4%となっています。睡眠時間や宿題、勉強をする時間がとれないなど時間の制約により、精神的負担や期限の遅延など学業、生活の影響につながっていることがうかがえます。

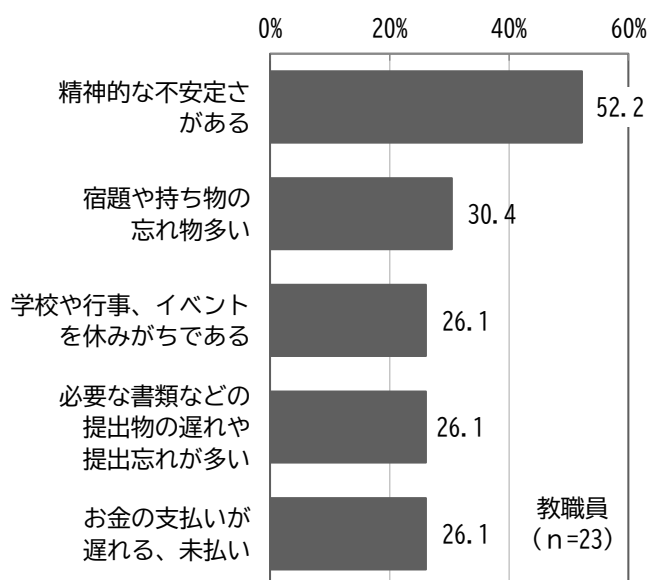
■お世話の内容【中・高生】 ※上位3位



■お世話があることでの困りごと【中・高生】
※「特になし」を除く上位3位



■ヤングケアラーだと思われる児童生徒の学業や生活への影響【教職員】 ※上位3位



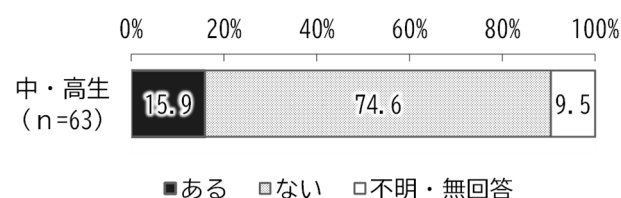
○家族の中にお世話をする人がいると回答した方のお世話の悩みを相談したことの有無は、「ある」が15.9%、「ない」が74.6%となっています。

○相談したことがないと回答した方の相談していない理由は、「誰かに相談するほどの悩みではない」が70.2%と最も高く、次いで「相談しても状況が変わると思えない」が17.0%となっています。

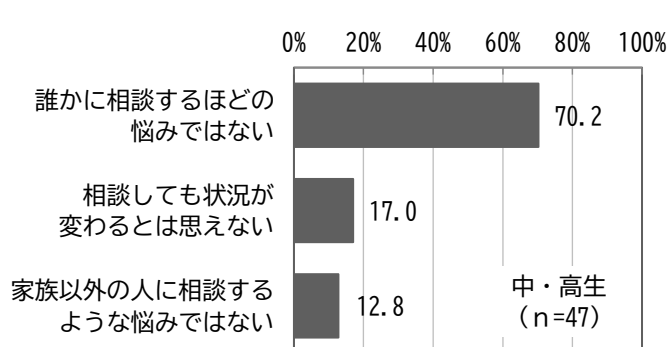
○家族の中にお世話をする人がいると回答した方が必要とする支援は、「自分のいまの状況について話を聞いてほしい」「わからない」がそれぞれ7.9%と最も高く、次いで「家族の病気や障害、ケガのことなどについてわかりやすく説明してほしい」が6.3%となっています。

○ヤングケアラーを支援するために必要なことは、「教職員がヤングケアラーについて知ること」「こどもが教員に相談しやすい関係をつくること」がそれぞれ65.2%と最も高く、次いで「こども自身がヤングケアラーについて知ること」が62.3%となっています。

■お世話の悩みを相談したことの有無 [中・高生]

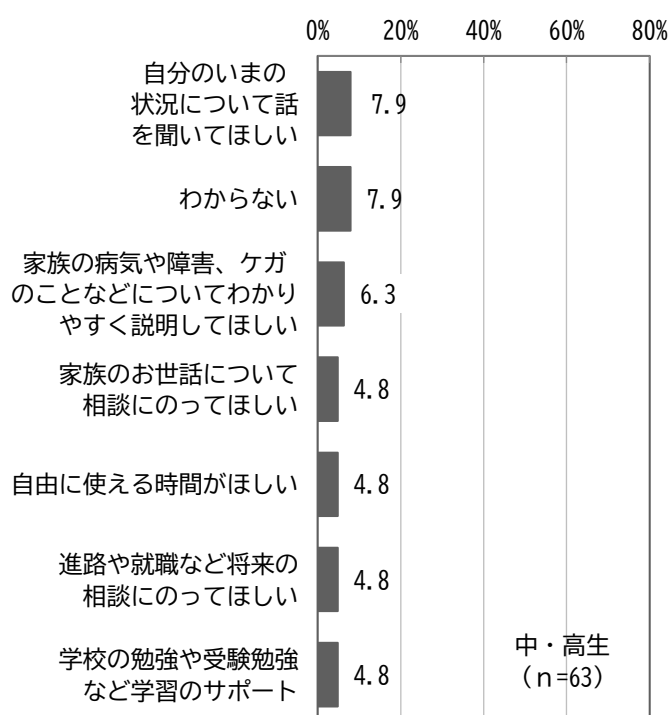


■相談していない理由 [中・高生]



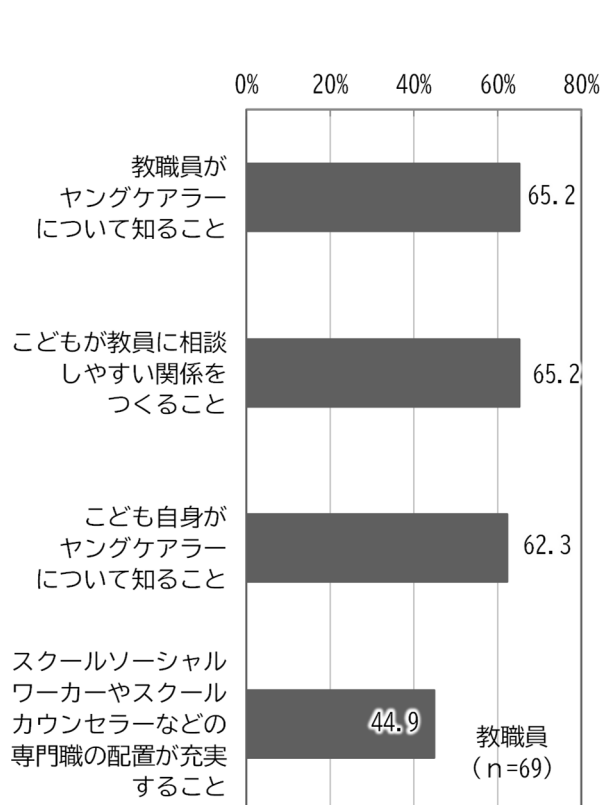
■必要とする支援 [中・高生]

※「特になし」(60.3%)を除く上位3位



■ヤングケアラーを支援するために必要なこと [教職員]

※上位3位



(4) 団体ヒアリング調査結果

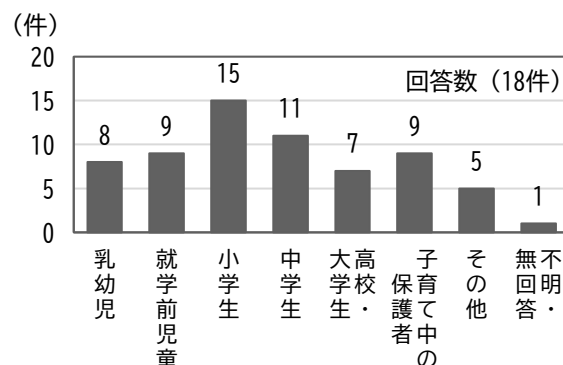
① 団体概要

○対象団体は、以下のとおりです。活動団体の対象者は、「小学生」が15件と最も多くなっています。

■対象団体

対象団体	民生委員・児童委員 社会福祉協議会 子育て支援サークル、子育てサークル 教育支援センター 放課後児童クラブ 等
------	--

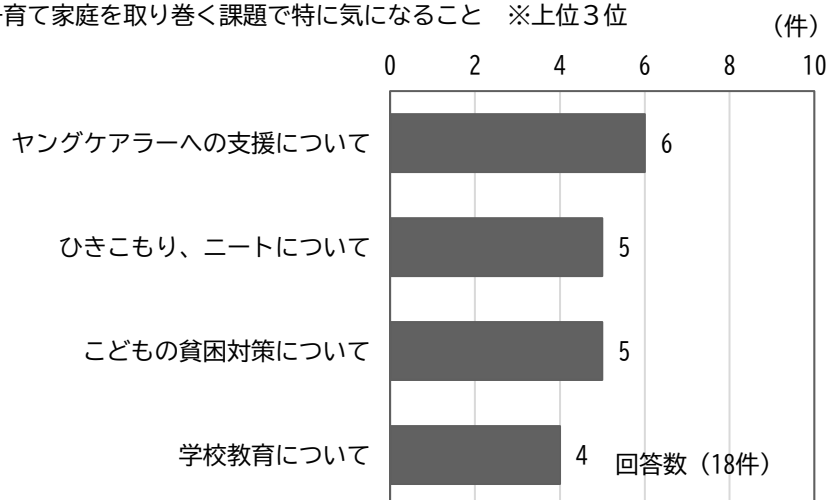
■活動団体の対象者



② 町のこども、子育てを取り巻く環境や子育て支援サービスについて

○こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題で特に気になることは、「ヤングケアラーへの支援について」が6件と最も多く、次いで「ひきこもり*、ニートについて」「こどもの貧困対策について」がそれぞれ5件となっています。

■こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題で特に気になること ※上位3位



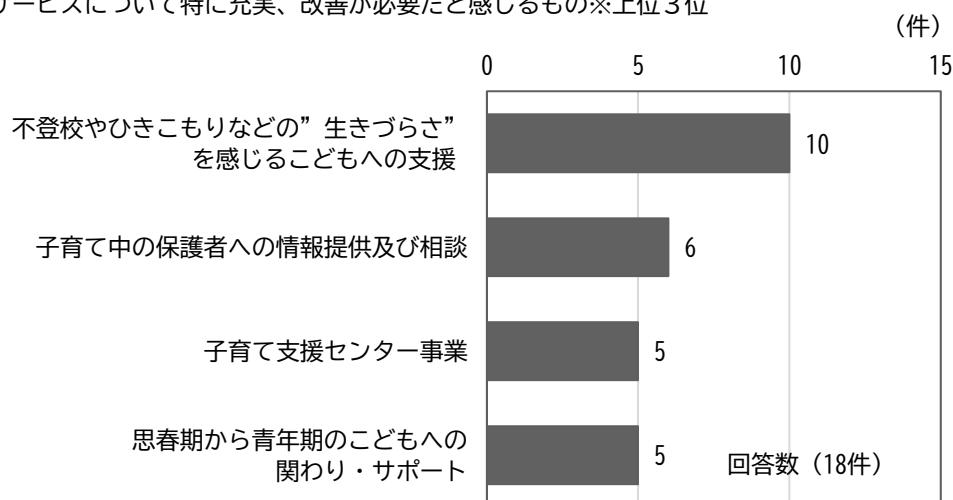
■具体的な内容

選択した項目	具体的な内容 (抜粋)
ヤングケアラーへの支援について	・行政アンケートに「ヤングケアラー*が身近にいるため対応強化してほしい」と要望があった。 ・母子ともに障害があり、家族の世話をこどもが中心にしているが、母親からの叱責で体調を崩している。
ひきこもり、ニートについて	・相談支援員からひきこもり*や不登校児童の利用依頼を受けるが、来所させる試みが保護者以外からも必要。 ・保護者・支援員・学校・本人・事業所で連携するだけでなく、行政側もかかわれると良い。 ・「ひきこもり*」状態にある人、困っている家族は潜在的に少ないと感じているが、実態把握と支援に協力して取り組む必要がある。 ・親が高齢となることで「親亡き後」が問題になっている。 ・若い頃からひきこもるこどもとその親の課題などを早期発見、対応できれば解消していくと考える。

選択した項目	具体的な内容（抜粋）
こどもの貧困対策について	・ 上市町に転入した児童生徒のいる家庭のうち、教育・福祉面での補助を含めた支援の厚さを転入理由の一つにされるご家庭が増えていると感じる。それに伴い、学校集金の遅延や経費がかかるスキー教室等の学校行事への参加を控えるご家庭も増えている。 ・ こども食堂で弁当の配布等を行っているが、潜在的ニーズがまだまだあると感じる。 ・ こどもとその家族に対しての継続的な支援が必要。
学校教育について	・ L I N E等のトラブル回避ができず悩んでいる中学生がいる。 ・ 地域健全育成事業ではなく、もっと開設日が多く、活動内容や専門性の充実した放課後児童健全育成事業が必要。 ・ ことばの教室*を利用していた児童が小学校に入学した後に不適應を起こし、相談に来られるケースが毎年一定数ある。入学後も継続して相談、支援できる場があるとよい。 ・ 保護者の中では、夜間活動中心のクラブチームより、クラスの仲間と楽しく体を動かせる活動を望んでいる。

○子育て支援サービスについて特に充実、改善が必要だと感じるものは、「不登校やひきこもり*などの“生きづらさ”を感じるこどもへの支援」が10件と最も多く、次いで「子育て中の保護者への情報提供及び相談」が6件となっています。

■子育て支援サービスについて特に充実、改善が必要だと感じるもの※上位3位



■具体的な内容

選択した項目	具体的な内容（抜粋）
不登校やひきこもり*など“生きづらさ”を感じるこどもへの支援	・ アウトリーチ、ファミリーサポートが必要。特に送迎サポートによってかなりの不登校児童生徒は救われると考える。学校や施設の送迎をすることで生活習慣を正し、社会とのつながりを取り戻すことができるのではないかな。 ・ 本町の不登校の要因の一つとして、自分自身の生活を優先する保護者・家族（大人）が増えていることが挙げられるように感じる。結果、育児放棄やヤングケアラー*につながり、児童生徒が家庭・学校生活において安心できず、不登校やひきこもり*につながっている。原因となる問題についての解決を図ることができる機関の設置や、現状の組織での連携システムづくりが不可欠だと考える。 ・ 学校の先生へのアドバイス等、専門機関と連携をとってほしい。 ・ 定期的なケース会議を経て、訪問支援の継続的な取組が必要。 ・ 学校ではない居場所の充実が必要。 ・ 個別にかかわる人員の確保、集まりやすい・相談しやすい場の開設が必要。

選択した項目	具体的な内容（抜粋）
子育て中の保護者への情報提供及び相談	・子育てに関する情報や相談できる機関の周知徹底が必要。 ・相談会の実施や相談窓口の情報提供があると良い。 ・自分から発信することのできない方が気軽に相談できる場や地域の見守り方法があると良い。
子育て支援センター事業*	・0～20歳までの切れ目のない支援を、福祉課～教育委員会～福祉課へとつなぐ支援センターの設立を希望。 ・障害や特性をもった子どもへの理解やかかわり方、「合理的配慮」の情報を共有できる場所、研修、アプリなどの提供があると良い。 ・「こどもの城」の乳幼児教室は、内容が充実しているが参加人数が少ない。乳幼児教室に関しては、ほかの市町村の参加も可能することで多くの人に来てもらえると良い。
思春期から青年期の子どもへのかかわり・サポート	・研修などを通して、学ぶ場があると良い。 ・学校、家庭と連携し、本人の意思を確認しながら取り組む訪問支援があると良い。

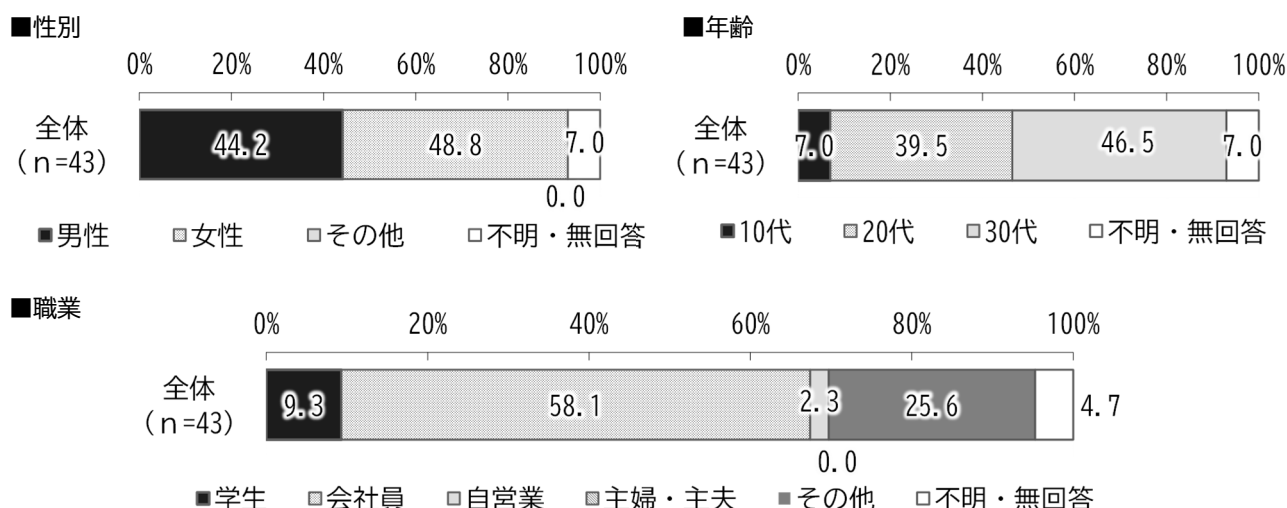
(5)子ども・若者の意見聴取

① 回答者概要

○回答者の性別は、「男性」が44.2%、「女性」が48.8%となっています。

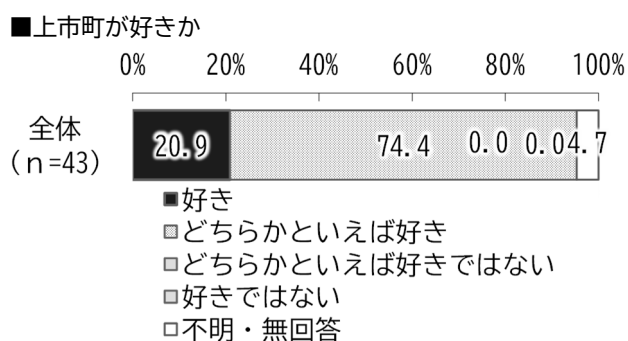
○回答者の年齢は、「10代」が7.0%、「20代」が39.5%、「30代」が46.5%となっています。

○回答者の職業は、「その他」を除き、「会社員」が58.1%と最も高く、次いで「学生」が9.3%となっています。「その他」と回答した方は、保育士や公務員となっています。



② 定住意向

○上市町が好きかは、『好き』（「好き」＋「どちらかといえば好き」）が95.3%となっています。『好きではない』（「好きではない」＋「どちらかといえば好きではない」）と回答した方はいませんでした。



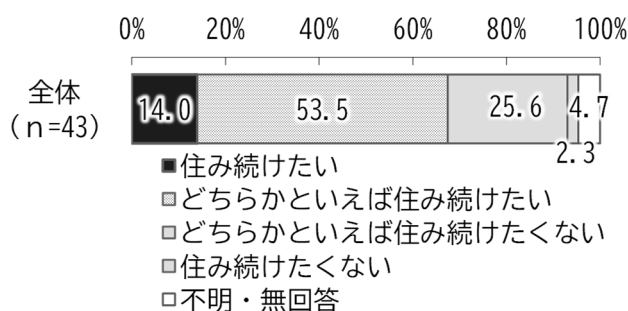
『好き』と回答した理由（一部抜粋）

- ・自然豊かで人が優しい。
- ・生活していても不便に感じることはなく、自然豊かな中で子どもを遊ばせている。
- ・生まれ育った場所だから。
- ・ちょうどよい田舎なところが落ち着く。
- ・お店や施設等が一定の距離でコンパクトにまとまっている。
- ・災害が少ない。
- ・都市部と比べ過ごしやすい気候。

○上市町に住みたいかは、『住みたい』（「住みたい」＋「どちらかといえば住みたい」）が67.5%、『住みたくない』（「住みたくない」＋「どちらかといえば住みたくない」）が27.9%となっています。

○『住みたくない』と回答した方の住み続けるために必要な支援は、「働きたい企業がある」「その他」がそれぞれ41.7%と最も高く、次いで「結婚や出産・育児がしやすい支援がある」が33.3%となっています。「その他」と回答した方は、人手不足や交通の不便さを問題視しています。

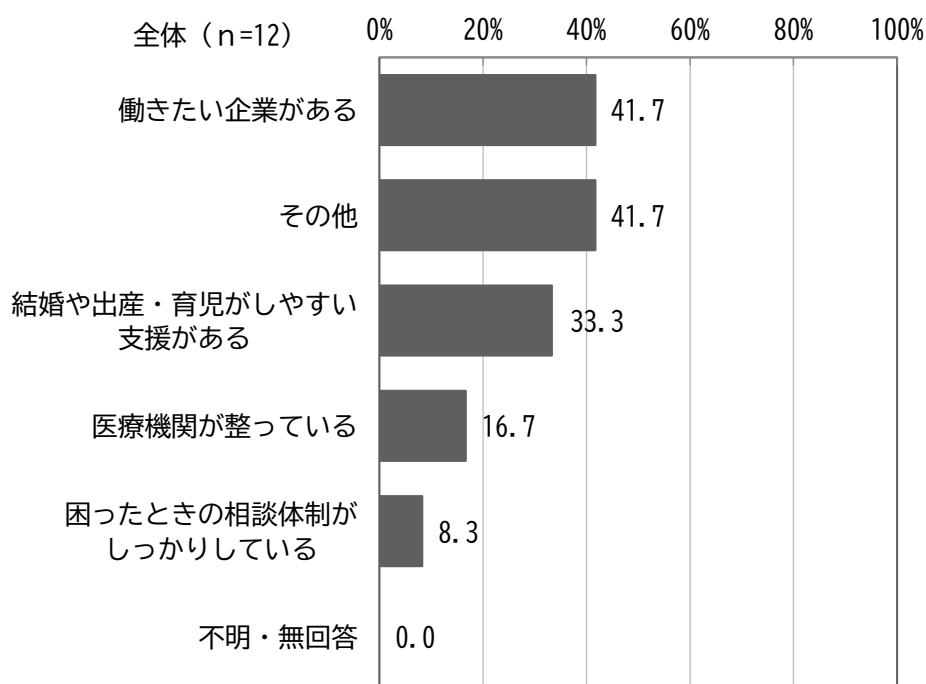
■上市町に住みたいか



■『住みたい』と回答した理由（一部抜粋）

- ・ずっと住んでいる故郷だから。
- ・家族と一緒に居たいため。
- ・職場が近いため。
- ・スーパーが多いから。
- ・子育てしやすいから。
- ・交通事故や不審者対応への心配が少なく、比較的子どもをのびのび遊ばせられる環境があり、教育面でも安心できるため。

■住み続けるために必要な支援



■具体的な内容

選択した項目	具体的な内容（抜粋）
医療機関が整っている	・24時間土日も診てくれる。
その他	・人手不足が心配。 ・車が必要なぐらい交通が不便。 ・素質と資格がともに備わった人材育成が必要。

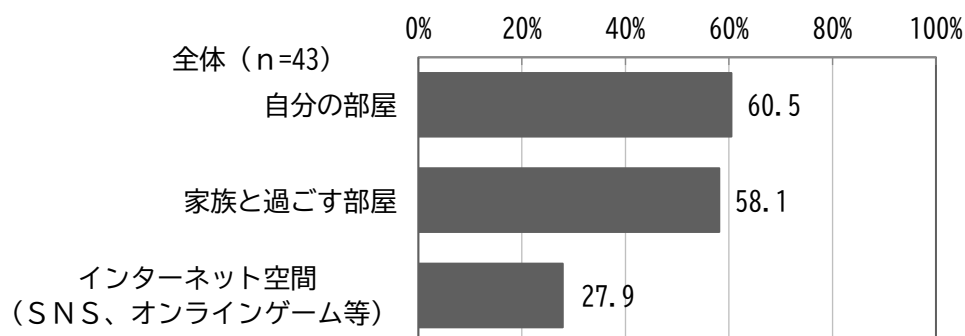
③ 居場所について

○普段過ごす場所は、「自分の部屋」が60.5%と最も高く、次いで「家族と過ごす部屋」が58.1%となっています。

○落ち着く場所や安心する場所は、自然を感じる場所や人があまりいない静かな場所、家族や親しい間柄の人がいる場所などが挙げられています。

○あったらいいと思う居場所は、くつろげる場所や娯楽施設、こどもが遊べる場所、若者が交流したり、悩み相談ができる場所などが挙げられています。

■普段過ごす場所 ※上位3位



■落ち着く場所、安心する場所（一部抜粋）

区分	具体的な内容（抜粋）	
自然がある場所	・ 自然を感じる場所。	・ 自然がありながらも人が多い場所。
静かな場所	・ 人があまりいない静かな場所。	・ 1人で静かに過ごせる場所。
親族・知人がいる場所	・ 家族のいる場所。 ・ 仲間が集まることができる場所。	・ 親しい人がいる場所。
その他	・ 1人になれる場所。	・ スポーツをする場所。

■あったらいいと思う居場所（一部抜粋）

区分	具体的な内容（抜粋）	
くつろげる場所	・ 穏やかに過ごせる場所。	・ 身近にあって気軽にくつろげる場所。
娯楽施設	・ 落ち着いた喫茶店やカフェスペース。 ・ こども食堂ではなく、気軽に立ち寄れるみんなのカフェ。	・ カラオケや映画館などの娯楽施設。
こどもが遊べる場所	・ 小学生が遊べる施設。 ・ こどもを一時的に預けておける場所。	・ こどもが遊べる遊具がたくさんある公園。
その他	・ 人目を気にせず運動できる場所。 ・ 若者がオンラインで交流したり、悩みを相談できる場所。	・ 交友関係を充実・拡充できる場所。

④ こども・若者の意見反映について

- こども・若者が意見を表明しやすい場や機会は、SNSやインターネット上での意見表明が多く挙げられています。また、匿名性がある方が意見を出しやすいといった意見も挙げられています。
- 対面では、自由に意見を出し合えるよう座談会形式の場や同窓会といった意見が挙げられています。

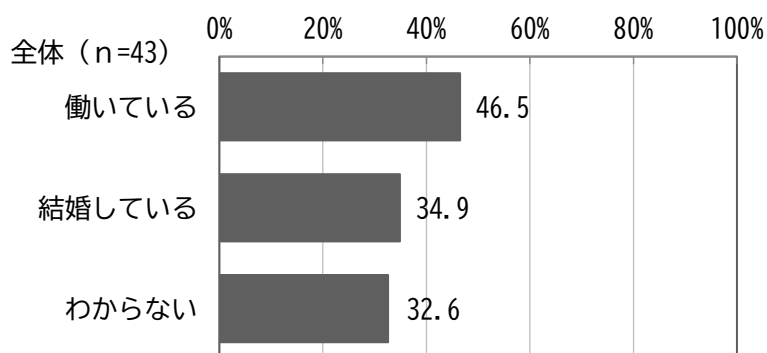
■こども・若者が意見を表明しやすい場や機会

区分	具体的な内容（抜粋）
SNSやインターネット上	・SNSやチャットなどの掲示板で意見を募る、または意見を公表できる機会があるとよい。 ・SNSで簡単に悩みや相談をできるような場所。 ・SNS上でのアンケートなど、匿名性があるものの方が意見を言いやすい。 ・ホームページ上でテーマごとに匿名で意見を募る。
その他	・茶話会や飲み会、オンライン交流会など若者自身が進行し、自由に意見を出し合える場があると良いと思う。 ・同窓会。 ・ミーティング。 ・職場で意見表明の場を設ける。 ・町長に直接お願いできる機会。 ・学校で意見をとりまとめ、生徒会を通じて意見を聴取する。 ・匿名性があり、報酬が得られるもの。

⑤ こども・若者や上市町の未来について

- 回答者が考える5年後の自分は、「働いている」が46.5%と最も高く、次いで「結婚している」が34.9%となっています。
- 5年後の上市町への希望は多岐にわたりますが、特にこども・子育てに関しては、子育てしやすく、働きやすい町といった、子育てと仕事を両立できるような支援がある町といった希望が挙げられています。

■5年後の自分 ※上位3位



■ 5年後の上市町への希望

区分	具体的な内容（抜粋）
人口に関して	・人口を増やす。 ・人口が多い町。
地域の活気や活力に関して	・地域のつながりの希薄化が改善されている。 ・今よりも若者が多く活気がある町。 ・子育て世帯、独身世帯、高齢世帯などあらゆる世帯の方が他者を思いやりながら、楽しく暮らせる町になると良い。 ・町に賑わいをつくろうと考え、努力する団体や個人が多くいる町になってほしい。
こども・子育てに関して	・こどもを育てやすい町、働きやすい町、金銭面や時間面で育児の支援をしてくれる町。 ・子育てがしやすく、働きやすい町になってほしい。 ・休みにこどもが遊べるようなところが充実してほしい。
観光に関して	・町外の人が遊びに行きたいと感じる町になってほしい。 ・地元の人だけでなく、観光客で賑わってほしい。
その他	・多様性を受け入れ、地域のつながりを大切にしたい、どんな人にも温かく優しい町であってほしい。 ・町外を巡回するバスが増えてほしい。 ・さまざまなサービスに簡単にアクセスできるような町になってほしい。

5 こども・若者・子育て家庭に関する本町の主な課題

課題1 こどもの居場所の充実

全国的に孤独や孤立への不安、児童虐待、不登校、いじめ、ひきこもり*など、こどもを取り巻く課題が複雑かつ複合化する中、こどもが安心して過ごすことのできる身近な居場所が必要とされています。

本町で実施したニーズ調査では、本町の子育て支援施策に期待することとして、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「地域におけるこどもの居場所の充実」が上位になっており、前回調査より高くなっています。また、就学前児童保護者のこどもが小学校低学年になったときに放課後過ごす場所の希望として「放課後児童クラブ」が最も高く、かつ、「放課後子ども教室」が上位に挙げられています。こどもが孤立することがないよう地域におけるこどもの居場所づくりや放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実が求められます。

また、こども・若者の意見聴取において、安心できる場所として「自分の部屋」や「家族と過ごす部屋」が上位になっており、家庭はこども・若者にとって最も身近で大切な居場所であるといえます。そのため、こども・若者にとって居心地の良い家庭環境の大切さについて一層の理解が求められます。

課題2 健やかな成長を促す学習機会の充実

こどもが主体的に学び、成長し、夢や希望をもって自立していくために、自己を高められる多様な学びや体験の機会が保障されることが重要です。

本町で実施したヤングケアラー調査では、中・高生の悩みとして「進路」や「学業成績」が上位に挙がっています。また、ニーズ調査において、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに本町の子育て支援施策に期待することとして「家庭教育向上のための学習機会の充実」が前回調査と比べて10.9ポイント高くなっています。家庭、学校・園、地域が協力・連携し、地域全体でこどもの学びと心身の成長を切れ目なく支え、促していく取組が求められます。

課題3 安全・安心な生活環境

全国的に子ども・若者を狙った悪質な犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等が後を絶たない状況にある中、子ども・若者が犯罪や事故に巻き込まれることがないよう、安全・安心に生活できる環境を整えることが必要とされています。

本町で実施したニーズ調査では、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに本町の子育て支援施策に期待することとして「犯罪や事故から子どもを守るための対策」が上位になっています。子どもが安全で健やかに過ごすことができ、子どもと保護者が安全・安心に過ごせるよう、地域が一体となって犯罪や事故が起こりにくい環境づくりに努めていく必要があります。また、子ども自身も自分の身は自分で守ることができるよう、犯罪、事故に巻き込まれないための教育の充実が求められます。

課題4 保健・医療の支援

子ども・若者等が健やかに成長するためには、妊娠期から学童期・思春期、成人期にかけての切れ目ない保健・医療の支援が必要とされています。

本町で実施したニーズ調査では、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに本町の子育て支援施策に期待することとして「子どもに関する医療体制の充実」が上位に挙げられています。さらに、子ども・若者の意見聴取において、本町に住み続けるために必要な支援として「医療機関が整っている」が挙げられています。妊娠期から子育て期の各種健診の充実や子どもの成長に合わせた保健・医療サービスの充実が重要です。

課題5 こころの健康への支援

子ども・若者が自らの心身の健康を保てるよう、相談体制やこころのケアの充実が重要です。

本町で実施したヤングケアラー調査では、不安や悩みは「特にない」と回答した中・高生が4割台となっていますが、半数程度は何らかの不安や悩みを抱えています。不安や悩みを抱えている中・高生の相談先は、「相談や話はしたくない」が1割を超えています。また、子ども・若者の意見聴取においては、あったらいいと思う場所として「悩みを相談できる場所」が挙げられています。子ども・若者が不安や悩みを溜め込むことがないよう、相談しやすい体制整備、場所づくりや子ども・若者自身がSOSの出し方、セルフケア等の知識を身につけることが必要です。

課題6 支援を必要とするこども・若者への支援

虐待を受けたこどもやヤングケアラー*、障害児、ひとり親世帯、貧困家庭のこども等が、まわりのこどもと等しく学び、成長の機会が得られるよう、支援を必要とするこども・若者への支援を充実させ、格差を解消し良好な成育環境をつくる必要があります。

本町では、児童虐待相談件数、ひとり親世帯、障害児が、年によって変動はありますが、一定数存在しています。また、団体ヒアリングにおいて、活動していて特に気になる課題として「ヤングケアラー*への支援」「ひきこもり*、ニートへの支援」「こどもの貧困対策」が上位に挙げられています。支援を必要とするこども・若者及びその家庭が取り残されることがないように、それぞれの状況に応じた適切な支援や相談体制の充実が重要です。

課題7 すべての子育て世帯を支えるサービス・環境

全国的に核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、子育て世帯が子育てに関する不安や孤立感を抱くことなく健康でゆとりをもってこどもと向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長に必要です。

本町においても、核家族化が進展しており、ニーズ調査においては、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が前回調査と比べて減少しており、「いずれもない」が就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに約1割となっています。また、年少人口は減少していますが、若年女性の労働力率は増加している等就労状況や各家庭のあり方が多様化しています。孤立する家庭がないように地域全体で子育て世帯を支える環境づくりやそれぞれのニーズに対応できるよう支援サービスの充実を図る必要があります。

課題8 仕事と子育てが両立できる環境

社会において女性の活躍推進が求められている中、育児を含めた家庭内の役割分担のバランスを図り、仕事と子育ての両立ができる環境を整備することが必要です。

本町では、女性の労働力率が増加しており、ニーズ調査では、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに現在就労していない母親の就労意向は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が3割台と就労意向のある母親の割合が高くなっています。また、主に子育てをしている方が「父母ともに」がそれぞれ6割台と高くなっている一方で、「主に母親」が3割台となっています。さらに、父親の育児休業取得率は前回調査より10ポイント以上高くなっていますが、母親の育児休業取得率と比較すると59ポイント下回っており、依然として母親の育児にかかる負担が大きいことがうかがえます。仕事と子育てを両立できるよう、共働き・共育での推進や父親の子育て参画に向けた情報提供や支援の充実などが求められます。

第 3 章

計画の基本的な方向性

1 基本理念

本町では、「上市町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」において、第1期計画から継続して『確かな地域力』で支える 子どもがすくすく育つまち」を基本理念として掲げ、こども・子育て支援施策を推進してきました。

本計画においては、町の上位計画である総合計画をはじめこれまでの支援施策を推進するとともに、国のめざす「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、各種の施策に取り組めます。

子育て家庭をはじめ、地域住民、関係団体、行政等の多様な主体が連携・協働し切れ目ない支援をつなぎ、こども・若者が誰一人取り残されることなく、まわりを尊重しながら自分らしく成長できる上市町をめざして、以下の基本理念を設定します。

基本理念

みんなでつなぐ こども・若者が自分らしく成長できるまち 上市

国がめざす「こどもまんなか社会」とは、

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

（「こども大綱」より抜粋）



2 基本目標

基本目標1 こども・若者の将来を支える環境の整備

国では「こどもまんなか社会」の実現がめざされており、本町においても「こどもまんなか社会」の基盤をつくるため、広くその重要性について啓発や情報発信を行い、社会全体でこども・若者を応援し、支える気運づくりを行います。

また、将来を担うこども・若者が本町で主体的に学び、成長し、社会や地域で活躍できるよう教育環境の整備や支援の充実を図ります。

本町の主な課題1、2、3に対応（本計画 P.34、35）

基本目標2 母子からこども・若者までの健康を守る切れ目ない支援の充実

こども・若者等が生涯を通じて健康を保持できるよう、妊娠、出産から幼児期までの切れ目ない支援や学童期・思春期から成人期までの保健・医療対策、こころの健康づくりなど一貫したこども・若者等の心身の健康づくりに取り組みます。

本町の主な課題4、5に対応（本計画 P.35）

基本目標3 こども・若者の個々の状況にあった連携体制の強化

虐待や貧困、ヤングケアラー*、障害児等、支援が必要なこども・若者やその家庭に対し、個々の現状を把握し、状況に応じたきめ細やかな支援を行います。また、適切な支援へつなげるための連携体制の強化を図ります。

本町の主な課題6に対応（本計画 P.36）

基本目標4 子育て世帯を支える体制の整備

すべての子育て世帯が孤立することなく、安心して子育てできるよう、相談体制の充実、多様なニーズに対応するサービスの質や量の確保を行い、子育てしやすい環境を整備します。

また、生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）を推進し、夫婦や家庭内で協力し合う、共働き・共育ての考え方の啓発を図るなど、すべての子育て世帯が充実した子育てを実現できるよう支援します。

本町の主な課題7、8に対応（本計画 P.36）

3 計画の体系

基本目標	施策
1 こども・若者の将来を支える環境の整備	(1) こどもまんなか社会実現に向けた環境整備
	(2) こどもの生きる力を育む学校教育の充実
	(3) こどもの居場所づくりの充実
	(4) 将来を支える若い世代への支援
	(5) 安全・安心な教育環境の確保
2 母子からこども・若者までの健康を守る切れ目ない支援の充実	(1) 切れ目のない妊婦・乳幼児への保健・医療対策
	(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健・医療対策
	(3) こども・若者のこころの健康づくり
3 こども・若者の個々の状況にあった連携体制の強化	(1) 児童虐待等防止対策の充実
	(2) ヤングケアラー*への支援の充実
	(3) 障害児施策の充実
	(4) ひとり親家庭への支援の充実
	(5) こどもの貧困対策の充実
4 子育て世帯を支える体制の整備	(1) 教育・保育サービスの充実
	(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実
	(3) 情報提供・相談体制の強化
	(4) 家庭や地域における子育て環境の充実
	(5) 仕事と子育ての両立支援

第4章

施策の展開

基本目標1 こども・若者の将来を支える環境の整備

施策（１） こどもまんなか社会実現に向けた環境整備

01 こども基本法等やこどもの権利に関する社会気運の醸成

こども基本法やこども・若者施策に関する情報を得ることができるよう、本計画や国のリーフレット等を用いて周知を行います。上市町こどもの権利条例の制定を通じ、すべてのこどもの権利が保障される「こどもまんなか社会」の実現を図るための周知啓発を行い、社会気運の醸成に努めます。こども・若者にかかわるすべての人を対象に、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権活動を推進します。

具体的事業	担当課
◆ こども基本法やこども・若者施策に関する周知	福祉課児童班
◆ 上市町こどもの権利条例を通じた啓発	福祉課児童班
◆ 人権・行政相談の実施	町民課生活環境班

02 こども・若者の意見を聴く機会の確保と町政への反映

こども・若者の意見聴取の機会を確保し、こども・若者に関する施策など町政への反映に努めます。

具体的事業	担当課
◆ こども・若者への意見聴取	福祉課児童班

施策（２） こどもの生きる力を育む学校教育の充実

03 地域の特色を生かした学校教育の充実

こどもを地域全体で育み、学校を核とした地域づくりを推進します。こどもの生きる力を育むとともにふるさと意識の醸成に向け、地域の特色を生かした学習を推進します。また、職業体験を通じ、社会性を高め、将来の自身の生き方を考える力を養います。

具体的事業	担当課
◆ 地域と共に取り組む学校づくり	教育委員会学校教育班
◆ ふるさと学習	教育委員会学校教育班
◆ 14歳の挑戦	教育委員会学校教育班

04 学校給食費助成の推進

小中学校における学校給食費の助成に努め、こどもの健やかな成長を促進し、子育て世帯を支援します。

具体的事業	担当課
◆ 学校給食費助成の推進	教育委員会学校教育班

05 こどもの読書活動の充実

こどもの豊かな学びのために、学校図書館司書と連携し、小中学校図書館の図書の充実に努め、児童生徒の読書活動の推進を図ります。また、町立図書館や絵本室において、絵本の読み聞かせ事業を実施するなど、幼い頃から本に親しむ機会の充実に図ります。

具体的事業	担当課
◆ 読書活動の推進	教育委員会学校教育班
◆ 上市図書館、えほんしつ「ゆめぼつけ」事業の充実	教育委員会生涯学習班

06 学校や地域におけるこどもの体力向上のための取組の推進

学校や地域におけるこどもの体力向上のため、地域と連携したスポーツ活動やこどもの体力向上のための多様なプログラムを提供するとともに、スポーツに取り組みやすい環境を整備します。

具体的事業	担当課
◆ こどもの体力向上プログラム	教育委員会生涯スポーツ班
◆ スポーツ活動の推進	教育委員会生涯スポーツ班
◆ 部活動の地域移行（上市モデルの推進）	教育委員会生涯スポーツ班
◆ 地域のスポーツ環境の整備	教育委員会生涯スポーツ班

07 外国語教育の充実と多文化共生の推進

児童生徒の外国語スキルの習得、他言語や文化に対する関心や意欲を高めるために、小中学校の授業においてALT（外国人指導助手）を設置するとともに、すべての小学校に外国語指導助手を配置し、外国語授業の充実と国際感覚の醸成を図ります。

具体的事業	担当課
◆ 国際教育の推進	教育委員会学校教育班

08 思春期の保健教育の推進と多様性への理解

学校等での性教育の指導や思春期の保健教育の向上に努め、性被害や性感染症等予防の正しい理解を促進します。また、性的指向及びジェンダーアイデンティティ*（性自認）の多様性に関する理解を深めるために、各学校において発育・発達段階等を踏まえた指導を推進するとともに、「保健だより」の発行や保護者への思春期の成長・発達に関する情報の提供等の充実を図ります。

具体的事業	担当課
◆ 学校等における思春期の保健教育	教育委員会学校教育班
◆ こころと体の発育・発達段階に応じた指導	教育委員会学校教育班
◆ 保護者への情報提供	教育委員会学校教育班 福祉課保健班

09 ICT*教育の推進とSNSトラブル防止に向けた対策

AI*（エーアイ）等のデジタル技術が急速に進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択できるよう、「GIGAスクール構想」に基づくICT*教育や情報モラル教育を推進します。また、SNSやインターネット環境におけるこどものネットトラブル等を防ぐため、保護者に対し安全なネット環境の整備や、トラブル等への対処方法等についての啓発を推進します。

具体的事業	担当課
◆ ICT*教育の推進	教育委員会学校教育班
◆ 情報モラル教育の推進	教育委員会学校教育班
◆ 保護者への啓発	教育委員会学校教育班

10 不登校のこどもへの対応と支援の充実

不登校の児童生徒が増える中、こども・保護者からの相談対応に努め、多様な学びの場や居場所づくりを推進します。

具体的事業	担当課
◆ スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*の配置	教育委員会学校教育班
◆ 上市町教育支援センター「虹」による支援の充実	教育委員会学校教育班
◆ 悩みごと相談窓口等の設置	教育委員会学校教育班 福祉課児童班

11 いじめ対策の強化と思いやりのこころを育てる教育の推進

いじめや偏見・差別をなくし、互いを尊重する人権教育と思いやりのこころを育てる道德教育を推進します。また、被害を受けたこどもについて、各学校のスクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等と連携し、関係機関が一体となった支援を行います。

具体的事業	担当課
◆ スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*の配置	教育委員会学校教育班
◆ 上市町教育支援センター「虹」による支援の充実	教育委員会学校教育班
◆ 悩みごと相談窓口等の設置	教育委員会学校教育班 福祉課児童班

12 外国にルーツを持つ児童生徒への支援

外国にルーツを持つ児童生徒に対し、必要に応じて学習支援や生活の援助を行う外国人相談員を配置します。

具体的事業	担当課
◆ 外国人相談員による学習支援	教育委員会学校教育班

13 教育環境の充実と教員等の資質の向上

各学校にヒアリングを行い、校舎施設等の修繕等に努めるとともに、学校の統廃合や義務教育学校建設について、町民等に意見聴取を行いながら進めます。また、教員等に対し多様な状況や発達段階の児童生徒への教師力向上や授業力向上に向けた研修への参加を促進します。

具体的事業	担当課
◆ 学校環境の整備と統廃合に向けた取組	教育委員会学校教育班
◆ 教員等の研修等への参加促進	教育委員会学校教育班

14 学校における働き方改革への取組について

教員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、部活動の地域移行や教員支援員の派遣、出勤時間の適正化等により、教員の負担軽減を図ります。

具体的事業	担当課
◆ 教員の働き方改革への取組	教育委員会学校教育班
◆ 小中学校教員支援員派遣事業	教育委員会学校教育班
◆ 部活動の地域移行（上市モデルの推進）	教育委員会生涯スポーツ班

施策（３） こどもの居場所づくりの充実

15 放課後児童クラブの充実やこどもの遊び場・交流機会の創出

小学校の余裕教室や児童館等を利用し、放課後のこどもの居場所として放課後児童クラブ事業を実施します。多様な活動や体験交流等の充実を図るため、施設の環境整備、支援員の確保や育成に努めるとともに、放課後子ども教室との更なる連携を進めます。

こどもの城等の地域の子育て支援施設や児童福祉施設等における多彩な遊びや学びの活動を通し、こどもの健全育成を促進するとともに、老朽化対策など必要に応じた改修、整備を計画的に行います。

公園や屋内型遊戯施設等においては、こどもが安心して遊べるよう環境保全に努めるとともに遊具の管理点検を行い必要に応じ補修や取替等を行います。既存の公共施設においてもこどもや親子連れでも利用しやすい環境整備を進めます。また、こども・若者の意見を反映した、地域の居場所の整備に努めます。

具体的事業	担当課
◆ 放課後児童クラブの実施・維持・充実	福祉課児童班
◆ 地域の子育て支援施設、児童福祉施設等の維持・管理・充実	福祉課児童班 教育委員会生涯学習班 産業課商工観光班
◆ こどもが安心して遊べる公園や屋内型遊戯施設等の維持・管理 遊具の安全確保・充実	産業課商工観光班 産業課農林整備班 建設課建設班
◆ 既存公共施設におけるこどもと親子利用に向けた環境整備・充実	各施設所管課
◆ こども・若者の意見を反映した地域の居場所づくり	福祉課児童班

16 放課後のこどもの居場所づくり・学習支援

放課後や休日、長期休業中に、こどもが安全・安心に過ごせる居場所づくりを、地区公民館を中心に進めるとともに、学習機会を確保し、家庭学習の充実につなげるため、放課後学習室を開設します。また、放課後児童クラブとの更なる連携に努めます。

具体的事業	担当課
◆ 放課後子ども教室の実施	教育委員会生涯学習班
◆ 放課後学習室の開設	教育委員会生涯学習班

施策（４） 将来を支える若い世代への支援

17 将来のためのプレコンセプションケア*の推進

若い頃から将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合う、プレコンセプションケア*に関する周知啓発を推進します。

※プレコンセプションケアとは、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すことです。

具体的事業	担当課
◆ プレコンセプションケア*の周知啓発	福祉課保健班

18 保育士や保健師、看護師をめざす実習学生の受入支援

保育士や保健師、看護師をめざす実習学生を受け入れ、乳幼児健診等の実務を通じ、スキルの習得や現場での対応力の向上をバックアップします。

具体的事業	担当課
◆ 保育士や保健師、看護師をめざす実習学生の受入支援	福祉課保健班 福祉課児童班 かみいち総合病院

19 キャリア教育*に向けた地域連携と就労支援の充実

地域の協力のもと、職業体験やキャリア教育*等の実践活動を通じ、こども・若者が自身の将来の就業について考える機会の創出を図ります。若者の地元就職の促進を図るための支援を行うとともに、専門家や関係機関と連携した創業支援を行い、将来の本町における雇用の維持・拡大を図ります。また、就労や自立に関する悩み・相談については、関係支援機関と連携し、それぞれの分野に応じて対応します。

具体的事業	担当課
◆ 上市中学生・上市高校生のキャリア教育*への連携・協力	教育委員会学校教育班 産業課商工観光班 福祉課児童班
◆ 奨学金返済支援事業	企画課企画班
◆ 地方就職学生支援金の支給	企画課企画班
◆ 町内で創業・出店される方への支援事業	産業課商工観光班
◆ 就労自立相談支援事業	福祉課社会福祉班

20 結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援

結婚相談事業において、結婚を希望する若者や親世代の相談に広く対応するとともに、県と連携した婚活支援や、イベントの開催を行います。また、結婚に伴う住宅取得・リフォームや賃借、引越しに係る費用を助成します。

具体的事業	担当課
◆ 婚活支援事業	福祉課社会福祉班
◆ 結婚新生活支援補助金	福祉課社会福祉班

施策（５） 安全・安心な教育環境の確保

21 青少年の健全な育成への取組と普及啓発

青少年の健全な育成に資するため、会議の開催や街頭での普及啓発活動を実施し非行や不良行為等の防止に努めます。

具体的事業	担当課
◆ 青少年育成上市町民会議の開催と啓発活動	教育委員会生涯学習班

22 防犯・交通安全対策と有害環境対策の推進

こどもが安全に、安心して通学ができるよう、地域と連携して通学路等の点検を行います。また、地域の交通指導員等の協力を得て、登下校時のこどもの見守り活動を推進します。

有害な情報や環境（性的刺激性の高いもの、粗暴性、残虐性を助長させ非行や犯罪等の問題行動を誘引するおそれのあるもの）からこどもを守る活動を継続するとともに、特殊詐欺や消費者被害の対策等についての啓発を促進します。

具体的事業	担当課
◆ 通学路等の点検・管理	教育委員会学校教育班 建設課建設班 町民課生活環境班
◆ 防犯灯の設置補助の実施	町民課生活環境班
◆ 有害環境浄化活動	教育委員会生涯学習班
◆ 消費生活相談・啓発等の実施	町民課生活環境班

■ 基本目標 1 の数値目標

指標	実績 (R6)	目標 (R11)
「ふるさと学習」や「14 歳の挑戦」の実施	各小学校で実施 中学 2 年生で実施	継続
図書購入冊数	1,000 冊	継続
A L T (外国人指導助手) 設置人数	1 人	1 人
教職員を対象とした各種研修の参加延べ人数	1,002 人(R5)	継続
総合型地域スポーツクラブ(さんさん)登録者数(中学生未満)	251 人	300 人
子ども向けプログラム教室数	12 教室	12 教室
運動能力向上支援事業年間実施回数	135 回	135 回
スタディメイト登録者数	18 人	20 人
スクールソーシャルワーカー*の配置人数	3 人	3 人
放課後児童クラブ設置数	6 か所	6 か所
放課後児童クラブ登録者数	200 人	163 人
放課後子ども教室設置数	16 か所	16 か所
放課後子ども教室利用者延べ人数	11,575 人(R5)	12,000 人
結婚相談実施回数	24 回(R5)	24 回
結婚相談者成婚数	7 組(R5)	8 組
婚活イベント実施回数	1 回(R5)	1 回

基本目標2 母子からこども・若者までの健康を守る切れ目ない支援の充実

施策（１） 切れ目のない妊婦・乳幼児への保健・医療対策

23 産前産後の支援の充実と体制強化

産前産後の母子の健康及びこどもの健康と健全な発育を守るため、母子健康手帳交付から切れ目のない支援を行います。

具体的事業	担当課
◆ 母子健康手帳の交付	福祉課保健班
◆ 産前産後ヘルパー派遣事業	福祉課保健班
◆ パパママ教室、はぐはぐ面談	福祉課保健班
◆ 新生児、未熟児訪問事業	福祉課保健班
◆ 産後ケア事業	福祉課保健班
◆ 乳児家庭全戸訪問事業（２か月児訪問）	福祉課保健班
◆ ママ＆ベビーサポート教室、パパ＆ベビーサポート教室	福祉課保健班

24 妊産婦の健診事業等の推進

各種健診により、妊産婦の健康管理を行うとともに、妊娠期の異常、出産へのリスクの早期発見ができるよう、健康診査費用の助成を行います。また、健やかな出産を迎えられるよう医療機関と連携を強化します。

具体的事業	担当課
◆ 妊婦健康診査事業	福祉課保健班
◆ 妊婦歯科検診診査事業	福祉課保健班
◆ 産婦健康診査事業	福祉課保健班
◆ 妊産婦医療費助成事業	福祉課児童班

25 乳幼児の健診事業等の推進

健診等を通じて、乳幼児の成長発達の確認、障害の早期発見、予防接種状況を含めた保健指導に努めます。また、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげます。

具体的事業	担当課
◆ 乳幼児健康診査の実施	福祉課保健班
◆ 新生児聴覚検査費助成の実施	福祉課保健班
◆ 各種予防接種の実施	福祉課保健班
◆ フッ化物塗布の実施	福祉課保健班
◆ 離乳食・すくすく教室の実施	福祉課保健班

26 母子保健やこどもの健診等の情報デジタル化

サイトやアプリを通じて、健診や子育て支援教室のお知らせや子育て支援サービス等を配信し、利便性の向上を図ります。

具体的事業	担当課
◆ 子育て支援サイト「きらきらかみっ子」による情報発信	福祉課保健班 福祉課児童班
◆ 母子手帳アプリの活用	福祉課保健班

27 食育の推進

保護者や身近な養育者が、食に関する正しい知識を持てるよう家庭における栄養バランスの整った食事や健康確保のための生活習慣に関する普及啓発等を行います。

具体的事業	担当課
◆ 食育の推進	福祉課保健班 福祉課児童班 教育委員会学校教育班 産業課農政班

28 不妊等の悩みを抱える方への相談支援

不妊治療等についてプライバシーに配慮した相談や治療費助成を行います。また、予期せぬ妊娠や基礎疾患等リスクを抱える方の妊娠、性感染症等の相談に応じ、適切な専門機関につなぐなどの支援に努めます。

具体的事業	担当課
◆ 不妊治療・不育症治療等に対する相談支援と助成	福祉課保健班
◆ 特定妊婦*等への支援	福祉課保健班

施策（２） 学童期・思春期から成人期に向けた保健・医療対策

29 疾病の予防と子ども医療費の助成

対象年（月）齢に応じた予防接種の勧奨を実施します。各学校における、内科や歯科健診等により疾病の早期発見・治療につなげ、若い頃からの健康づくりに向けた意識の醸成を促進します。また、子ども医療費助成事業により高校生年代までの窓口負担の無償化を図ります。

具体的事業	担当課
◆ 予防接種事業の推進	福祉課保健班
◆ 学校健診等の推進	教育委員会学校教育班
◆ 子ども医療費助成事業	福祉課児童班

施策（３） こども・若者のこころの健康づくり

30 悩みや不安を抱える若者等への支援やこころの健康づくり

思春期の体やこころの悩みや不安を抱えるこども・若者の相談に応じ、専門機関につなぐなど、適切な支援に努めます。

具体的事業	担当課
◆ こころの健康づくりに関する啓発	福祉課保健班
◆ 精神保健福祉サービスや医療に関する相談	福祉課社会福祉班

31 ひきこもり*支援に向けた体制づくり

相談体制の充実を図り、複合的な課題に対応するとともに、県ひきこもり地域支援センター等の支援機関や地域等と連携を図りながら、伴走的な支援に努めます。

具体的事業	担当課
◆ ひきこもり*等の総合的な課題を抱えた家庭への支援	福祉課社会福祉班 福祉課児童班 福祉課保健班 福祉課地域包括支援センター

32 自殺対策大綱に基づく総合的取組

こども・若者の悩み相談にあたる人材育成事業として、相談従事者の資質向上とゲートキーパーの養成を行うとともに、自殺防止の普及啓発事業として自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を実施します。

具体的事業	担当課
◆ 自殺対策強化事業	福祉課保健班

■ 基本目標2の数値目標

指標	実績 (R6)	目標 (R11)
母子健康手帳の交付数	65 件	継続
妊婦歯科健康診査の受診延べ人数	29 人(R5)	継続
乳児家庭全戸訪問実施人数	61 人	66 人
4 か月児健康受診者数	63 人(R5)	継続
1 歳 6 か月児健診受診者数	74 人(R5)	継続
3 歳児健診受診者数	79 人(R5)	継続
5 歳児健診受診者数	15 人	継続
すくすく教室延べ参加者数	71 人(R5)	70 人
ママ＆ベビーサポート教室延べ参加者数	101 人(R5)	100 人
パパママ教室参加組数	13 組(R5)	16 組
フッ化物塗布受診者数	59 人(R5)	継続

基本目標3 こども・若者の個々の状況にあった連携体制の強化

施策（１） 児童虐待等防止対策の充実

33 こども家庭センター*の機能強化

こども家庭センター*は、母子保健と児童福祉の両機能を一体的に備え、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行う機関です。本町では保健福祉総合センター２階に設置し、職員の専門性を活かし、個々の状況にあった支援の実施に努めます。

具体的事業	担当課
◆ こども家庭センター*による相談支援	福祉課保健班 福祉課児童班

34 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、さまざまな要因で養育支援が必要となっている家庭に対して、こども家庭センター*職員による面談や訪問等により、助言や情報提供を実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や軽減を図ります。

具体的事業	担当課
◆ 養育支援訪問事業	福祉課保健班 福祉課児童班
◆ 養育支援職員の確保・育成	福祉課保健班 福祉課児童班

35 連携による虐待予防や早期発見

各関係機関との連携を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、子育て支援ネットワーク（要保護児童対策協議会）管理者会議や定例会議等において、各関係機関と情報を共有し、スムーズに対応できるよう連携強化に努めます。また、各種研修の受講を促し、職員の資質の向上に努めます。

具体的事業	担当課
◆ 児童虐待の早期発見・早期対応	福祉課児童班
◆ こどもを守るネットワーク機能強化事業	福祉課児童班
◆ 被害を受けたこどもに対する支援	福祉課児童班
◆ 職員の資質向上	福祉課児童班

施策（２） ヤングケアラー*への支援の充実

36 連携による早期把握と周知啓発

相談窓口において、相談しやすい雰囲気づくりに努めるほか、保育施設や学校等においてヤングケアラー*と思われるこどもに気づいた場合の対応や情報共有等を行い、連携強化に努めます。また、ヤングケアラー*についての調査や周知啓発に努め、支援を必要とするこどもが声を上げやすい環境の整備を図ります。

具体的事業	担当課
◆ ヤングケアラー*の把握と支援	福祉課児童班 教育委員会学校教育班
◆ ヤングケアラー*についての周知啓発	福祉課児童班

37 家庭への適切なアセスメントによる世帯全体への支援

ヤングケアラー*が存在する家庭へのヘルパー派遣により、家事支援等のケアの負担軽減を図ります。

具体的事業	担当課
◆ ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業	福祉課児童班

施策（３） 障害児施策の充実

38 地域における障害児等の支援体制の強化

乳幼児健診等により身体疾患や発達障害、その疑い等の早期発見に努め、発達相談会や保育所訪問等において経過観察及び早期療育につなぎます。また、学童期以降も、発達・成長過程や環境に応じた適切な支援に努めます。

具体的事業	担当課
◆ 障害の早期発見・早期対応	福祉課保健班 福祉課児童班 福祉課社会福祉班
◆ 発達支援アドバイザーの配置	教育委員会学校教育班
◆ 特別支援教育就学奨励金	教育委員会学校教育班

39 学校・保育所等におけるインクルージョン（参加・包容）の推進

障害の有無にかかわらず、安心してともに暮らすことができる地域づくりを進めるため、保育所・認定こども園*への受入体制の確保に努めます。また、学校でのインクルーシブ教育*を推進するため、障害の状態や特性に応じ、特別支援学級等における教育の充実に取り組むとともに必要な情報提供に努めます。

具体的事業	担当課
◆ 障害児保育事業	福祉課児童班
◆ 保育所等訪問支援事業	福祉課社会福祉班
◆ 保育士の資質向上	福祉課児童班
◆ インクルーシブ教育*の推進	教育委員会学校教育班
◆ 合理的配慮の推進	教育委員会学校教育班
◆ 特別支援教育奨学奨励金	教育委員会学校教育班

40 医療的ケア児*等への支援対策の強化

専門的な支援を必要とするこども・若者とその家族への支援を行います。

具体的事業	担当課
◆ 医療的ケア児*等支援事業	福祉課保健班 福祉課児童班 福祉課社会福祉班

41 相談支援の充実

こどもの発達や生活・行動・学習・進路等に関する専門的な相談支援を推進します。

具体的事業	担当課
◆ 発達相談会の実施	福祉課保健班 福祉課児童班
◆ 発達支援相談会（にこにこ相談会）の実施	教育委員会学校教育班 福祉課保健班 福祉課児童班

施策（４） ひとり親家庭への支援の充実

42 ひとり親家庭等への経済的支援の実施

ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援の充実を図ります。

具体的事業	担当課
◆ ひとり親家庭に対する医療費助成	福祉課児童班
◆ 児童扶養手当の支給	福祉課児童班
◆ 各種経済的支援制度の周知	福祉課児童班

43 必要な支援につなげる相談支援体制の推進

DV*や離婚、生活困窮等の複合的な課題を抱える家庭に対し、必要な支援につなぐ等の相談支援体制の強化を図ります。中部厚生センターや社会福祉協議会等の相談員と連携し、貸付事業や物資支援等それぞれの分野に応じた対応を行います。

具体的事業	担当課
◆ 母子・父子自立支援員との連携支援	福祉課児童班
◆ 社会福祉協議会との連携支援	福祉課児童班

施策（５） こどもの貧困対策の充実

44 連携による教育・保育負担軽減の推進

保護者の所得や家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えないよう、保育所・認定こども園*、学校、地域と連携した教育・保育支援を行います。意欲と能力のあるこどもが経済的理由により進路が狭まったりすることがないように、就学援助費や奨学金の支給を行います。また、県が行う奨学資金制度等の情報提供を行います。

具体的事業	担当課
◆ 保育所・認定こども園*の利用者負担額の軽減	福祉課児童班
◆ こども食堂の活動の推進	福祉課児童班
◆ 就学援助費の支給	教育委員会学校教育班
◆ 上市町奨学金の支給	教育委員会学校教育班
◆ 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度等の周知	教育委員会学校教育班

45 保護者の就労や経済的支援の推進

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューを提供できるよう、ハローワークや厚生センターの母子・父子自立支援員、東部生活自立支援センター、社会福祉協議会等と連携し、必要な情報提供等を行うなど、子育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。

具体的事業	担当課
◆ 連携による相談体制の強化	福祉課児童班
◆ 就労自立相談支援事業	福祉課社会福祉班
◆ 児童手当、児童扶養手当の支給	福祉課児童班

46 こどもの貧困等に対する調査・研究・周知

困難を抱える子育て家庭やヤングケアラー*等に関して生活実態を把握し、今後の取り組み方法等を検討します。

具体的事業	担当課
◆ こどもの貧困対策やヤングケアラー*等に関する調査・研究・周知	福祉課児童班

■ 基本目標3の数値目標

指標	実績 (R6)	目標 (R11)
ひとり親等就労支援相談会実施回数	1 回	1 回
児童福祉司任用資格保有者	13 人	15 人
障害児受入実施保育施設数	4 か所	7 か所
障害児受入保育施設での受入障害児数	14 人	14 人
発達支援相談会（にこにこ相談会）相談件数	18 件(R5)	20 件
発達相談会の開催回数	12 回	12 回
保育所への訪問回数	29 回	26 回

基本目標4 子育て世帯を支える体制の整備

施策（１） 教育・保育サービスの充実

47 教育・保育サービスの充実

多様化する幼児期の教育・保育ニーズに対応するため、公立保育所における適切な保育環境の充実を図るとともに、民間保育所等の運営支援等に取り組みます。施設の老朽化対策として、建物の改修、照明や空調設備等の修繕・改修等について必要に応じた整備を計画的に行います。

具体的事業	担当課
◆ 幼児教育・保育の実施	福祉課児童班
◆ 延長保育事業	福祉課児童班
◆ 病児保育事業	福祉課児童班
◆ 障害児保育事業	福祉課児童班
◆ 休日保育事業	福祉課児童班
◆ 公立保育所の施設整備及び管理、民間保育所等への運営及び施設整備支援	福祉課児童班

48 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続

質の高い学びへ円滑な接続ができるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保及び小学校の関係者が連携し、合同行事、交流活動の実施やアドバイザーによる研修を行うなど、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

具体的事業	担当課
◆ 幼保・小の連携	福祉課児童班 教育委員会学校教育班

49 保育士・保育教諭の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担感軽減

保育所等の人員の適正配置や人材育成を推進するとともに、キャリアアップ研修等への参加費助成を行うなど、職員の資質向上及び処遇改善を図ります。

具体的事業	担当課
◆ キャリアアップ研修の参加費助成	福祉課児童班
◆ 保育所・認定こども園*の運営に係る評価・改善	福祉課児童班

施策（２） 地域子ども・子育て支援事業の充実

50 多様な子育てニーズ等に関する取組の推進

こどもの一時預かりや親同士の交流機会・情報交換の場の提供等、多様な子育てニーズに対応できるよう事業の拡充に努めます。また、外国籍や日本語が得意でない保護者に対し、富山県外国人ワンストップ相談センターの周知を図るとともに、役場の相談窓口では翻訳アプリ等を活用し円滑な相談支援を行います。

具体的事業	担当課
◆ 一時預かり事業	福祉課児童班
◆ ショートステイ・トワイライトステイ事業	福祉課児童班
◆ ベビーシッター助成事業	福祉課児童班
◆ 地域子育て支援拠点事業	福祉課児童班
◆ こども家庭センター*による支援	福祉課児童班
◆ 外国にルーツのある子育て家庭への相談支援	福祉課児童班 町民課住基戸籍班

施策（３） 情報提供・相談体制の強化

51 オンラインを活用した相談やプッシュ型の情報提供

保護者の気持ちに寄り添いながら電話、オンラインを活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。

具体的事業	担当課
◆ 電話相談支援	福祉課児童班 福祉課保健班
◆ 育児支援サイト「きらきらかみっ子」による情報発信	福祉課児童班 福祉課保健班
◆ 母子手帳アプリの活用	福祉課児童班
◆ 上市町公式LINE（スマホ役場）での情報提供	福祉課児童班 福祉課保健班

施策（４） 家庭や地域における子育て環境の充実

52 保護者に寄り添う家庭教育支援の推進

家庭でのこどもの学びの機会の充実と、保護者がこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む方法を学ぶため、学校やPTA等と連携し、親学び講座等の開催を推進します。

具体的事業	担当課
◆ 親学び講座の実施	教育委員会生涯学習班
◆ 放課後子ども教室の実施	教育委員会生涯学習班
◆ 放課後学習室の開設	教育委員会生涯学習班

53 遊休施設等の活用に向けた取組

子育て支援に資するため、遊休施設等の利活用に向けて検討を進めます。

具体的事業	担当課
◆ 遊休施設等の利活用	福祉課児童班

54 子育て世帯に向けた住まい等の拡充

若年世帯や子育て世帯等に向けた住宅新築や増改築等の費用に係る補助事業の拡充や、移住、結婚、三世帯同居等への支援を行うとともに、町営住宅や定住促進住宅等の低廉な家賃での提供や住空間や施設環境の整備・管理に努めます。

具体的事業	担当課
◆ 結婚新生活支援補助金	福祉課社会福祉班
◆ 移住世帯や三世帯同居子育て世帯への支援	企画課企画班
◆ 若年・子育て世帯に向けた定住促進事業	建設課管理建築班
◆ 0円空家バンク事業の推進	建設課管理建築班
◆ 町営住宅等の管理	建設課管理建築班
◆ 民間住宅団地造成事業	建設課管理建築班

施策（５） 仕事と子育ての両立支援

55 共働き・子育ての推進

夫婦が仕事と子育てを両立できるよう、夫婦で参加できる教室や、父親に向けた育児教室等を開催するなど、育児への共同参加の推進を図ります。

具体的事業	担当課
◆ パパママ教室	福祉課保健班
◆ パパ＆ベビーサポート教室	福祉課保健班

56 男女ともに働きやすい環境の整備

性別を問わずあらゆる分野で活躍するためには、生活と仕事の調和（ライフ・ワーク・バランス）が不可欠です。育児休業の取得の促進やこどもをもつ親が働きやすい就労形態の導入などの職場環境づくりに向けた啓発を推進します。

具体的事業	担当課
◆ 上市町男女共同参画プランの策定・推進	教育委員会生涯学習班

■ 基本目標４の数値目標

指標	実績（R6）	目標（R11）
保育所・認定こども園*の設置数	9 か所	継続
延長保育の実施施設数	7 か所	継続
一時預かり事業実施施設数	4 か所	継続
病児・体調不良時保育実施施設数	2 か所	継続
休日保育の実施施設数	2 か所	継続
キャリアアップ研修（資質向上研修）受講者数	32 人	30 人
第三者委員設置施設（第三者評価制度実施施設数）	9 か所	継続
苦情受付窓口設置施設数（苦情解決窓口設置施設数）	9 か所	継続
地域子育て支援拠点事業実施施設数	3 か所	継続
親学び講座の実施回数	5 回(R5)	5 回
パパママ教室参加組数	13 組(R5)	16 組
若者・子育て世帯定住促進事業補助金申請者数	28 人(R5)	30 人

第 5 章

量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域を定め、区域ごとに教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

本町では、教育・保育提供区域を町全体の1区域とし、利用者のニーズや提供体制に応じ、柔軟に対応することができるようにします。

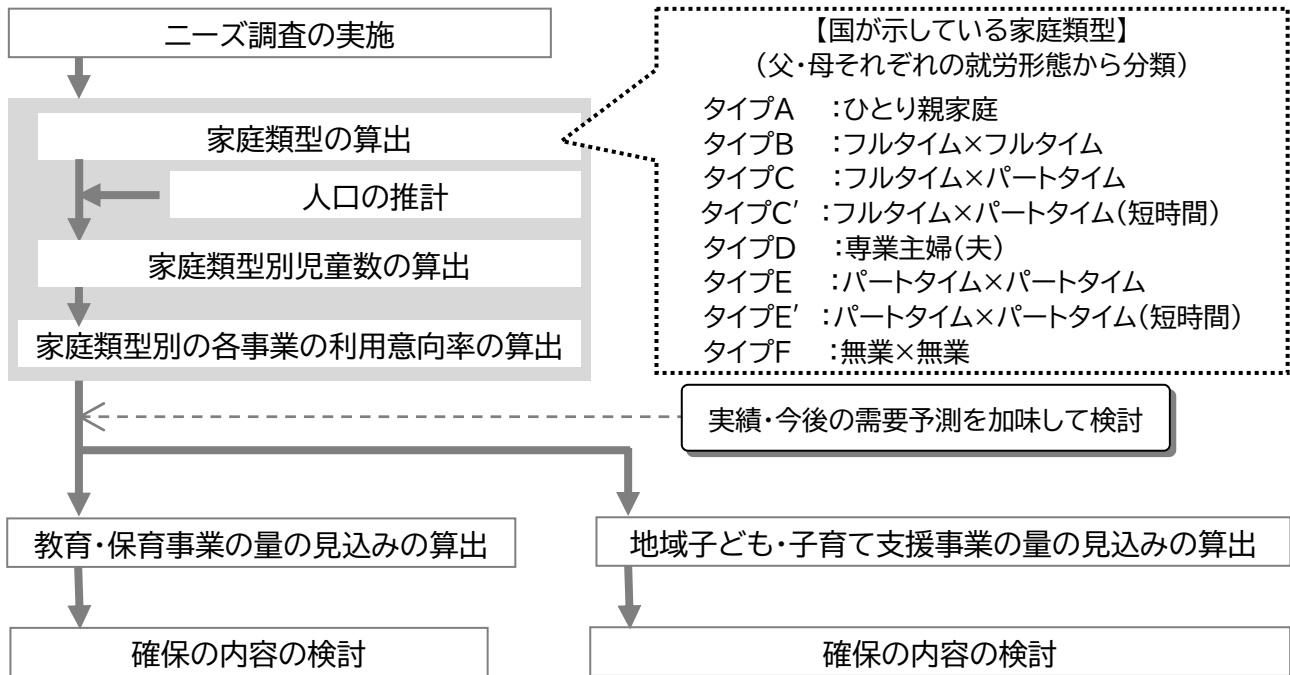
2 量の見込みの考え方について

市町村子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする5年間の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容やその実施時期等を盛り込むこととされています。

本町では、令和5年度に「上市町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望を把握しました。さらに、ニーズ調査結果や、第2期計画期間中の事業の利用実績、現在の供給体制、人口推計等の今後の動向を踏まえ、目標事業量を定めました。

また、今後5年間の施設整備、事業の方向性等を踏まえ、量の見込みに対する確保方策を示しています。

■目標事業量の見込みの算出の流れ



■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業一覧

分類	事業
教育・保育	(1) 1号認定
	(2) 2号認定
	(3) 3号認定
	(4) 乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)【新規】
地域子ども・子育て支援事業	(1) 延長保育事業
	(2) 一時預かり事業
	(3) 病児保育事業
	(4) 子育て短期支援事業
	(5) 地域子育て支援拠点事業
	(6) ファミリー・サポート・センター事業※
	(7) 利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業【新規】)
	(8) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
	(9) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業※
	(10) 妊婦健康診査
	(11) 乳児家庭全戸訪問事業
	(12) 養育支援訪問事業
	(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
	(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業※
	(15) 産後ケア事業【新規】
	(16) 子育て世帯訪問支援事業【新規】
	(17) 児童育成支援拠点事業※
	(18) 親子関係形成支援事業※

【新規】：令和6年の子ども・子育て支援法改正により新たに創設された事業のうち、本町で実施する事業。

※：本町では計画期間中の実施は見込んでいません。

3 教育・保育量の見込み

◆教育・保育給付認定(1～3号認定)

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園*や幼稚園、保育所、地域型保育施設（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する際に、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、こどもの年齢や保育の必要性に応じて1号から3号の3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。この他、施設等利用給付認定があります。

■認定区分についての考え方

区分		1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢		満3歳以上の小学校就学前のこども		満3歳未満のこども
対象条件		保育の必要性なし	保育の必要性あり	
利用可能 施設	認定こども園*	○	○	○
	幼稚園	○		
	保育所		○	○
	地域型保育施設			○

(1) 1号認定

① 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		29人	26人	25人	24人	23人
確保 方策	特定教育・保育施設	30人	30人	30人	25人	25人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	② 合計	30人	30人	30人	25人	25人
③ 充足（②－①）		1人	4人	5人	1人	2人

② 確保の内容

○ 町内の認定こども園*において教育事業の提供を行います。

(2) 2号認定

① 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	教育ニーズ	25人	22人	21人	21人	19人
	保育ニーズ	236人	210人	202人	193人	183人
	① 合計	261人	232人	223人	214人	202人
② 確保方策		292人	265人	250人	240人	230人
③ 充足（②－①）		31人	33人	27人	26人	28人

※施設等利用給付認定による保育利用見込数を含む。

② 確保の内容

○ 町内の保育所・認定こども園*において保育事業の提供を行います。

(3) 3号認定

① 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳	10人	10人	10人	9人	9人
	1歳	59人	57人	55人	53人	52人
	2歳	66人	59人	58人	56人	54人
	① 合計	135人	126人	123人	118人	115人
確保方策	0歳	38人	35人	34人	33人	32人
	1歳	70人	65人	62人	63人	63人
	2歳	70人	65人	64人	64人	65人
	② 合計	178人	165人	160人	160人	160人
③ 充足（②－①）		43人	39人	37人	42人	45人

② 確保の内容

○ 町内の保育所・認定こども園*において保育事業の提供を行います。

(4)乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)【新規】

① 事業の概要

保育所等に通所していない生後6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（月あたりの人数）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳	1人	1人	1人	1人	1人
	1歳	1人	1人	1人	1人	1人
	2歳	1人	1人	1人	1人	1人
	① 合計	3人	3人	3人	3人	3人
確保方策	0歳	1人	1人	1人	1人	1人
	1歳	1人	1人	1人	1人	1人
	2歳	1人	1人	1人	1人	1人
	② 合計	3人	3人	3人	3人	3人
③ 充足（②－①）		0人	0人	0人	0人	0人

③ 確保の内容

○ 事業実施に向けて受入環境等の整備を推進します。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業

① 事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日、時間において、保育所・認定子ども園*等で保育を実施する事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの実人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	178人	163人	157人	152人	145人
② 確保方策	178人	163人	157人	152人	145人

③ 確保の内容

○ 保育士の確保等、事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 一時預かり事業

① 事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間において、保育所・認定子ども園*等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの延べ人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5,662人	5,173人	4,995人	4,816人	4,613人
② 確保方策	5,662人	5,173人	4,995人	4,816人	4,613人

③ 確保の内容

○ 町内の保育所・認定子ども園*において、事業の提供体制の整備を進めます。

(3) 病児保育事業

① 事業の概要

こどもが発熱等の急な病気となった場合や、体調不良や病気の回復期などで集団保育が困難な場合に、保育所等の専用スペースまたは本事業のための専用施設で看護師等が一時的に保育を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの延べ人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	291人	278人	259人	249人	232人
② 確保方策	291人	278人	259人	249人	232人

③ 確保の内容

- 町内の保育所において、継続して事業の提供体制の整備及び連携を進めます。
- 病児保育については、富山広域連携中枢都市圏内において、事業の提供体制の整備及び連携を進めます。

(4) 子育て短期支援事業

① 事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの延べ人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	15人	15人	15人	15人	15人
② 確保方策	15人	15人	15人	15人	15人

③ 確保の内容

- 事業の必要性に応じ、児童相談所等の関係機関と連携し、支援方法を検討します。

(5) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言及びその他の援助を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの延べ人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	3,173人	3,005人	2,913人	2,822人	2,746人
② 確保方策	3,173人	3,005人	2,913人	2,822人	2,746人

③ 確保の内容

- ありんこひろば（認定宮川こども園）、さくらんぼ広場（旧上市保育園）、カンガルーひろば（音杉保育園）で事業を実施していますが、サービスの提供の必要性に応じて、事業者からの参入希望等を調査し、事業展開を検討します。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

① 事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、ファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが、就学前児童を対象に町が指定したベビーシッター事業所への助成を行っています。また、事業の必要性に応じて援助者の確保等、提供体制を検討します。

(7) 利用者支援事業

① 事業の概要

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

こどもまたはその保護者の身近な場所、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業で4つの類型（基本型・特定型・こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型【新規】）に分かれています。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（事業を行う施設数）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	確保方策	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
特定型	量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	確保方策	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
こども家庭センター型	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦等包括相談支援事業型 【新規】	量の見込み	189回	186回	180回	174回	171回
	確保方策	189回	186回	180回	174回	171回

③ 確保の内容

- こども家庭センター*において、妊産婦及びすべての子育て世帯に対する切れ目ない対応を行います。妊娠時から伴走的に妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等に努めます。

(8) 放課後児童クラブ

① 事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		196人	190人	181人	172人	163人
	小学1年生	54人	63人	50人	48人	52人
	小学2年生	70人	52人	67人	49人	51人
	小学3年生	62人	66人	55人	66人	52人
	小学4年生	3人	3人	3人	3人	3人
	小学5年生	3人	3人	3人	3人	2人
	小学6年生	4人	3人	3人	3人	3人
② 確保方策		196人	190人	181人	172人	163人

③ 確保の内容

○ 4校区（6か所）において放課後児童支援事業を実施しており、支援員の確保を図り、事業の提供体制の整備及び質の充実を図ります。

(9) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

サービスの提供の必要性に応じて事業者からの参入希望等を調査し、事業展開を検討します。

(10) 妊婦健康診査

① 事業の概要

妊婦一般健康診査として、妊婦に対して妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠期間中 14 回の妊婦健康診査の助成を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	109 人	108 人	104 人	101 人	99 人
② 確保方策	109 人	108 人	104 人	101 人	99 人

③ 確保の内容

○ 関係機関との連携を図りながら、引き続き事業を実施します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う事業です。

支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるとともに、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とし、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	73 人	72 人	69 人	67 人	66 人
② 確保方策	73 人	72 人	69 人	67 人	66 人

③ 確保の内容

○ 職員の確保等、事業の提供体制の整備を進めます。

(12) 養育支援訪問事業

① 事業の概要

子育て支援が特に必要な家庭に対して、保健師・助産師がその居宅を訪問し、養育に関する専門的相談支援に特化し、指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育を実施する事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（年あたりの人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	53人	48人	47人	45人	43人
② 確保方策	53人	48人	47人	45人	43人

③ 確保の内容

○ 養育支援に携わる職員の確保・育成を進める等、事業の提供体制の整備を進めます。

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

地域の関係機関が情報の収集及び共有により、支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会の取組強化を行う事業です。

要保護児童の早期発見及び適切な対応のため、支援のネットワークの中核機関であるこども家庭支援センターの機能及び相談支援体制の充実を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、関係機関と連携して要保護児童の支援及び児童虐待の未然防止に取り組みます。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費の助成を行う事業です。

保護者からのニーズや必要性に応じ、提供体制を検討します。

(15) 産後ケア事業【新規】

① 事業の概要

出産後1年未満の母子に対し、心身の安定や育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や療養に伴う育児等に関する指導、相談その他援助を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（月あたりの人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	7人	8人	8人	10人	10人
② 確保方策	7人	8人	8人	10人	10人

③ 確保の内容

- 出産後の母子のこころと身体の回復を促し、安心して子育てできるようにサポートするため、助産師や看護師とともに、母子のケア、授乳や育児に関する相談を行います。また、事業の安定的な供給と利便性の向上を図ります。

(16) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

① 事業の概要

家事や子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー*等がいる家庭の自宅を訪問支援員等が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、育児や家事に関する支援等を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

■量の見込みと確保方策（世帯）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5世帯	7世帯	8世帯	9世帯	10世帯
② 確保方策	5世帯	7世帯	8世帯	9世帯	10世帯

③ 確保の内容

- 家庭の実情に合わせて支援を提供します。ヤングケアラー*等に対する事業ニーズを鑑み、安定的なサービス提供体制を図ります。

(17) 児童育成支援拠点事業

① 事業の概要

養育環境等に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

本町においては、計画期間中に実施の予定はありません。必要な場合は計画の中間見直し等で検討します。

(18) 親子関係形成支援事業

① 事業の概要

児童とのかかわり方や子育てに関する悩み、不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童とのかかわり方などの知識並びに方法を身につけることを目的とします。講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談・助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

本町では、計画期間中に実施の予定はありません。国の指針に従い、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

第 6 章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画における、こども・若者支援施策及び子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、担当課や関係課との連携体制を整備します。

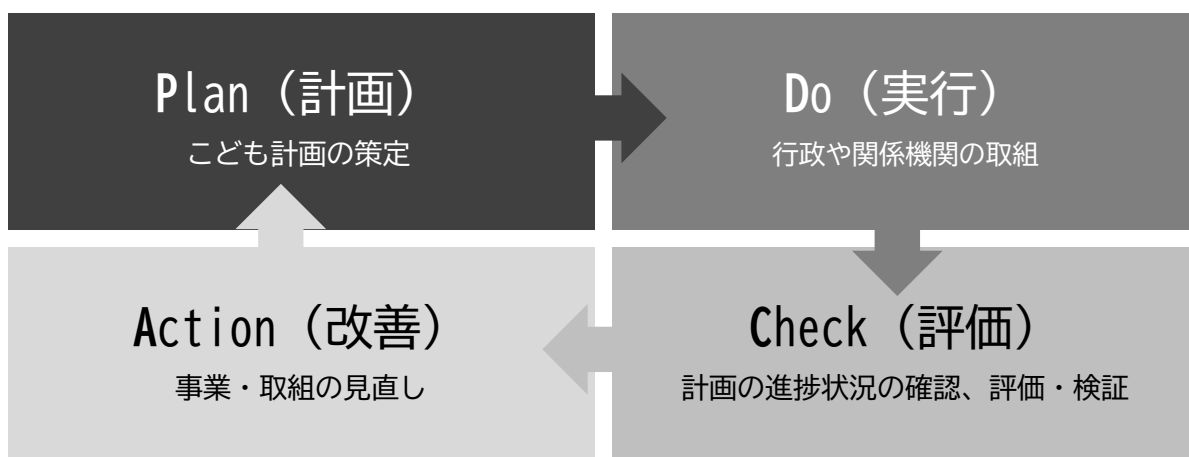
2 関係機関との連携強化

こども・若者支援施策及び子育て支援施策を円滑に推進することができるよう、児童相談所、保健所、教育機関、警察等の町内外の関連機関、関係団体、町内の住民組織等との連携を強化します。

3 進捗状況の管理

計画の推進にあたっては、関係課や関係機関とも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価を行います。また、計画を適切に進行するためPDCAサイクル*を実施し、計画の策定、取組の実施、評価、見直しを行います。

■PDCAサイクル*のイメージ



資料編

1 計画策定の経過

■上市町こども計画策定の経過

時 期	内 容
令和6年3月19日 ～3月29日	上市町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施
令和6年5月13日 ～6月5日	上市町子ども・子育て支援に関する団体ヒアリング調査の実施
令和6年6月24日	第1回上市町子ども・子育て会議 ・上市町子ども・子育て支援事業計画（第3期）の策定について ①子ども・子育て支援事業計画の概要 ②子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の報告と主な課題
令和6年7月8日 ～7月31日	上市町ヤングケアラーに関する調査
令和6年8月9日 ～8月31日	上市町こども・若者の意見聴取
令和6年10月8日	第2回上市町子ども・子育て会議 ・上市町こども計画骨子案について ①各種調査結果の概要 ②計画の理念について
令和6年12月17日	第3回上市町子ども・子育て会議 ・上市町こども計画素案について ①第3章までの修正内容等について ②計画の理念について ③第4章から第6章までの内容について
令和7年1月17日 ～1月30日	パブリックコメントの実施
令和7年2月18日	第4回上市町子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果について ・上市町こども計画案について

2 上市町子ども・子育て会議設置要綱

○上市町子ども・子育て会議設置要綱

平成26年11月1日告示第44号
改正

平成27年4月1日告示第23号
令和5年11月6日告示第83号
令和6年5月24日告示第78号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、上市町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(会議の組織及び運営)

第2条 会議は、委員8人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者代表
- (2) 子ども・子育て支援事業関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 若年世代代表
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 福祉関係者
- (7) 教育関係者
- (8) 行政機関職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長の各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員が出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第23号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年11月6日告示第83号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年5月24日告示第78号）

この告示は、公表の日から施行する。

3 上市町子ども・子育て会議委員名簿

■上市町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

所 属	委員種別	氏 名
上市町小・中学校PTA連絡協議会	子どもの保護者代表	碓井 秀樹
上市町舟橋村保育所連絡協議会	子ども・子育て支援事業関係者	木下 さをり
富山県男女共同参画推進員上市町連絡会	学識経験者	瀬川 信子
上市町商工会青年部	若年世代代表	中田 雄大
上市町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	松本 裕子
上市町福祉課保健班	保健・医療関係者	松井 由香
上市町小学校校長会	教育関係者	高橋 真理子
上市町教育委員会事務局	行政機関職員	平井 清利

4 用語解説

アルファベット

AI (Artificial Intelligence)

コンピューターが人間のように「学ぶ」「判断する」「解決する」といった知的な活動を行う技術のこと。

DV (Domestic Violence)

配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある者から振るわれる暴力。殴る、蹴る、物を投げつけるなどの「身体的暴力」、自由に外出させない、携帯電話の履歴やメールを細かくチェックするなどの「社会的暴力」、こどもの前で配偶者等に暴力を振るう、性行為を強要する、避妊に協力しないなどの「性的暴力」、無視する、脅す、常時監禁状態におくなどの「精神的暴力」、生活費を渡さない・使わせない、借金を強要するなどの「経済的暴力」などがある。

ICT (Information and Communication Technology)

情報収集、処理、保存、伝達を行うための技術の総称。コンピューター技術、通信技術、ネットワーク技術などが含まれる。

PDCAサイクル

計画の推進において、Plan（計画の策定）－Do（計画の実行）－Check（実施状況の確認・評価）－Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。

あ行

医療的ケア児

NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず、すべてのこどもがともに学ぶ仕組みのこと。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

か行

キャリア教育

こども・若者一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

ことばの教室

主にことばやコミュニケーションの療育支援を個々の状況に応じて行う。町では保護者が希望した幼児に対し行っている。

こども家庭センター

心身ともに健やかなこどもの成長をサポートするために、社会福祉士や保健師等がさまざまな相談を受け、必要な情報提供や支援などを行う。

子育て支援センター

市町村が保育所等を指定し、子育て家庭に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援等を通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

さ行

ジェンダーアイデンティティ

自己の属する性別についての認識（本人が自分のことを男性的、女性的、それ以外のどれに該当すると認識しているか）に関するその同一性の有無や程度に係る意識をいう。

スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務（スクールカウンセリング）に従事する心理色の専門家。

スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困等、学校や日常生活における問題に直面するこどもを支援する社会福祉の専門家。

た行

特定妊婦

妊婦の心身の合併症、若年、未婚、妊婦健診未受診等により、産後に子育て困難に陥る可能性があるため、妊娠中から専門的な支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

な行

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

は行

ひきこもり

さまざまな要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のこと（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む）。

プレコンセプションケア

女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康を促す取組。

や行

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。学業や友人関係に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、家族の問題として扱われ、周囲が気づかないことや、本人に自覚がない場合がある。

上市町こども計画

発 行：上市町

編 集：上市町 福祉課

住 所：〒930-0393

富山県中新川郡上市町法音寺1番地

電 話：076-473-9108

発行年月：令和7年3月